

# 異化される〈日常〉としてのマスメディア

—「男児置き去り事件」と「介護殺人/心中事件」のNEWS報道をめぐって

岩本 通弥  
IWAMOTO Michiya

「人生を幸福にする為には、日常の瑣事を愛さなければならぬ。…（中略）…  
人生を幸福にする為には、日常の瑣事に苦しまなければならぬ。」

（芥川龍之介『侏儒の言葉』文藝春秋社、1927年）

## はじめに — 問われるべき課題：〈日常〉

2016年5月末、北海道の山中の林道に7歳の男児が置き去りにされ、6日ぶりに無事保護されたというニュースは、瞬く間に世界を駆けめぐった。失踪当初から連日この出来事を報じてきた英国のBBCや韓国YTNテレビは、無事発見を速報で伝え、米CNNもサイトのトップで‘Missing boy found’という見出しを掲げた。ガーディアン紙やロンドンの夕刊紙イブニング・スタンダードも一面トップで掲載し、「ALIVE!」という大きな活字の下、「両親の言うことを聞かない森に置き去りにされた少年、6日後に見つかる」といったリード文を付けて詳報している。欧米の主要メディアがトップニュースとして扱う中で、その扱いは不明であるものの、中東アルジャジーラや中国中央テレビCCTVでも、ロイターの配信映像を使用したことはわかっている[伏見 2016]。

このニュースが各国メディアに着目されたのは、行方不明になっていた少年の“奇跡的”な生還が第一の要因ではあるが、失踪当初から特に欧米メディアが注視してきたのは、置き去り行為を“しつけ”と看做す日本の親子関係との文化的相違にあった。日本でもこの置き去りが、果たして“しつけ”なのか?虐待なのか?議論の分かれるところではあったが<sup>1</sup>、日本人の場合、同じような行動をとった経験がある/された経験ある、ないしはそうした状況に置かれたならば、類似の行為を無意識に行うかもしれないといった声<sup>2</sup>が思いのほか多かった。親の言うことを聞かない我が子に対し、例えば娘が公園から帰りたがらず、駄々をこねた時、万策尽きて「いい加減にしなと置いて行くからね」といった脅す言葉や行為が<sup>2</sup>、筆者の世代までならいざ知らず、未だなされていること自体が、筆者には極めて「意外」であり、驚きであった。若い世代の親たちにそうした振る舞いが一体どのように「伝達」されているのか、その「経路」が気になった。

このニュースが頻繁に流れるようになったのは、行方不明の翌日になり、少年の父親が「DVと疑われると思って、山菜採りではぐれたと嘘をついた」と申し訳なさそうに告白してからである。お仕置き(罰)のせいで行方不明になったと伝わるのが嫌だったとほめかした、その怯えるような畏まった姿が印象的に映るとともに、連日のニュースで「今日も見つかりませんでした」と次第に扱い自体が短くなり、ほとんど絶望視される中、その無事生還は一挙に安堵感の広がる大きなインパクトとなった。オバマ広島訪問や東京都知事辞任といったビッグニュースのない間隙を縫う絶妙のタイミングだったことも、ニュースバリューを最大限に高めたろうが、筆者が「意外」と思い、問題としたいのは、この一件が〈日常〉という概念やアプローチを考えるのに、極めてわかりやすい素材を提供してくれているからである（以下、本稿では概念やアプローチを指している場

合を〈日常〉とし、漠然とした対象を指示するだけの場合は括弧を使用しない。

それは最初、ニュースと呼べるようなものではない、何気ない日常の、断片的な些事に過ぎなかった。何気ない日常、何気ない出来事が、事件化したのであって、日常がメディアによって事件化した典型的なあり方を示している。日本語で「出来事」とは、『大辞泉』（小学館）によれば、「社会や身のまわりに起こる事柄。また、ふいに起こった事件・事故」を意味する。前者の身近卑近な日常茶飯の些事的な事柄である「出来事」は、『明鏡国語辞典』（大修館）の用例解説に従えば、『事件』に比べると事の大小・善悪にかかわりなく使われ、用法も広<sup>3</sup>いとされる<sup>3</sup>。私たちは事件化された出来事から、普段は捉えどころのない日常を把握しており、メディアに媒介された事件が、曖昧な日常を刻み込んで、当たり前の〈日常〉の全体的雰囲気や輪郭を感じ取るフレームワークを、メディアNEWSは提供している。災害や衝撃的な事件が起こる度に、「奪われた日常」といったフレーズが使われるように、非常がなければ日常を感じ取ることは難しい。

筆者はこれまで日韓の自殺や親子心中、また家族内殺人など、家族をめぐるしばしば生起する突発的な事件・事故に関心を持って研究してきた。その研究視角は、例えば自殺にしても、親子心中にしても、それは特別な人たちが特別な理由で行っているわけではないという観点に基づいている。社会の多様な問題や矛盾、さらにはその価値観が最も尖端化した結果、あくまで日常規範の延長線の極限で、自殺等が生じるのであって、それらと私たちの日常とは地続きなのである。そういった認識が日本ではようやく定着し、自殺対策等に活かされはじめている<sup>4</sup>、「覚悟の自殺」とはいう表現があるものの、自殺は自由意志に基づく決意の固まった選択された死ではないと精神科医の高橋祥友が断言するように[高橋 2012:10]、虐待と“しつけ”の境目だけでなく、日常と自殺という非(日)常も紙一重で連続している。

今回のシンポジウムのテーマ「メディアと日常」に関して、21世紀の私たちの日常を大変革させつつあるインターネットとケータイ(携帯電話)については、たぶんほかの方々が扱うだろうと予測し、本稿では古くからのメディアの代表であるテレビや新聞、マスメディアの中のNEWS報道に焦点を合わせて議論を進めたい。マスメディア研究においても、政治経済のメディア支配に抗するアントニオ・ネグリらのマルチチュード[ネグリ、ハート 2005]<sup>5</sup>やピーター・ダールグレンの公共圏におけるメディア市民性の議論[Dahlgren 1996]<sup>6</sup>など、ホットな論すべき問題は多々あるが、本稿ではメディアNEWSと日常世界との関係性に論点を絞って〈日常〉概念の多面的なアプローチを浮彫りにしたい。

## 1 当たり前の日常と「潜在民俗」—その伝達の経路

まずは改めて冒頭の男児置き去り事件を叩き台に、論点を炙り出しておけば、日本人研究者の行った民俗学や文化人類学の研究において、そのエスノグラフィーはおろか膨大な量に上る産育研究の蓄積の中にも、管見の限り、「置き去り」を言及したものはない。知っているのは経済学の立場から日本の新中産階級のモノグラフを描いたエズラ・F・ヴォーゲルの研究ぐらいである。1959年6月から1年余り東京郊外のM町で住み込み調査をした彼は、新中産階級いわゆるサラリーマン家族の特性を生み出す文化化のプロセスとして、第12章「育児」で、それを詳細な叙述からトレースしている。

関連する箇所ほんの一部しか紹介できないが、M町のサラリーマンの家庭では、例えば「依存性を子供にうえつけてゆく過程は、乳幼児期の初期にすでに始まって」とし、「家のなかでも、子供はいつも母親の眼のとどところにいる。…(中略)…火鉢にぶつかったり、ガラス戸の縁側から庭へころげ落ちたりするといった危険があるので、つい母親は子供を背負ってしまう

か、そうしないときでも子供を自分の手元において、仕事をするということになる」と記す。逆に「子供が母親に近づきたがるのは、きわめて自然なことであり、またひとりぼっちにされるのをこわがるものだと考えられている」(傍点筆者)と述べ[ヴォーゲル 1968:202-203]、アメリカの育児様式とは対照的な次の光景を例示する。

「アメリカでは、母親が子供の後を追いかけて街を走る情景をよくみかけるのであるが、M町では反対に、子供が母親の後を追いかけてゆくのをよく見かける。母親が子供の少し前を走って、子供が急ぐようにと元気づけているのである。また、ここでは、子供を罰するために、外出を禁ずるという話は聞いたことがない。ここでよく見かけるのは、反対に、子供が家の外に出されて、自分のやった悪いことに対してあやまるまでは内に入ることが許されず、大声で泣きながら母親をよんでいる」(傍点筆者)[ヴォーゲル 1968:204]。

外出を禁じるアメリカの罰し方に対し、家の外に追い出すやり方は、置き去りやたぶん今でも多用されている「お前は(もう)うちの子じゃない」という脅し文句と同様、子ども心に心底、恐怖を植え付ける。「置いてきぼりする」と言って脅かす手段が、ヴォーゲルによれば、修学旅行に行く生徒たちにも用いられたという。ある学校の校長が旅行中に悪さをしたら親が迎えに来るまで旅行先に一人を残しておくと言ったという逸話が紹介される[ヴォーゲル 1968:203]。さすがにこれは筆者にも時代錯誤的違和感があるが、先に引用にある「ひとりぼっち」と同様、日本では置き去る行為に「置いてきぼり(あるいは、置いてけ堀)」という名詞まであるように、こうした行為がかなり普遍的なしつけ方として存在している。

「置いてきぼりを食う/食らう・食らわす」「置いてきぼりにする」などと表現されるが、ただし、ヴォーゲルがM町のサラリーマン家庭を対象化したのは、テレビ普及がちょうど始まる時期であり、それ以前の状況を念頭に、地方からの移住第一世代としてこれらの育児の諸様式が、伝統的な地域社会からの移動によって持ち込まれることを前提としていた。そのような地域社会からの「伝達」の経路がほとんど断たれている21世紀の現在、ママ友らとのメール等を駆使し、必要情報を自ら得て、それを「やり繰り」しながら子育てに格闘している現代の若い世代の親たち[Kelly 2016]の、少なからぬ割合で、置き去りが未だ繰り返されている点に、筆者は一番の不可思議さを覚えている。問題はこの「置いてきぼり」という育児言説(Childreaning discourse)[天童編 2016]<sup>7</sup>が、民俗学では何故、論及されてこなかったのか?その点を注視していくと、関連するのは櫻田勝徳によって「潜在民俗」と称され、初めて組上に載った「橋の下から拾ってきた子供」という物言いや習俗的行為、すなわちその育児言説である。

櫻田は1970年刊行の『海の宗教』に、鹿児島県甕島の調査で1933年に聞いた同系の言い方を、宮本常一が生まれ故郷を主として書いた『周防大島を中心とした海的生活誌』(アチックミュージアム、1936年)と、関敬吾から聞いた島原半島の3例に引いて紹介したところ、本が刊行されるや否や若い世代から自分も言われたとする者があまりに多く、驚きだったと記す。それを前述書の刊行8年後に、のちの都市民俗学など、日本の民俗学の潮流に多大な影響を及ぼした『近代化』と民俗学」という論考の導入部に用いつつ、櫻田は自らの世代が行ってきた民俗調査を、次のように反省的に回顧する。

「昭和30年代以降、生産や生活様式…(中略)…が激変する中で、生活の中から民俗が急激に失われて、潜在化した消滅してきた。そういう事態の中で、民俗調査がようやく盛んになった昭和初期頃のことを思うと、当時はすでにゴム底の地下足袋が普及していたけれども、草鞋もまだどこでも見ることができた…(中略)…どこにでもある4乳の草鞋…(中略)…などは、いちいち調べてみることもなく通りすぎた場合が多かった。ただ2乳の草鞋の存在にたまたま気が

つき、…（中略）…普通ではない事例に気づいた時だけ注目したことはあるが、どこでも同じと受け取られるような事柄については、おおかたは見すごしてしまった。ところが今日になってみるとそれらはほとんど生活の中から消え…（中略）…民俗継承の急激な弱体化を痛感させられると同時に、われわれがとくに注意してきた民俗事象は、日常的な当たり前のものとはいえ、あまり当たり前すぎるものは見すごがちであり、近代あるいは近世の歴史の中で、少し当たり前ではなくなってきつつあったものが、民俗として取り上げられる潮時になったことを改めて痛感する」（傍点筆者）〔櫻田 1976:152〕

日常の当たり前の物事は気がつきにくいことを、まず以て指摘し、その後、橋の下から拾われたという言説を、東京や京都生まれの学生の断片的な事例も紹介しつつ、桃太郎や瓜子姫の物語（川の上流から流れ来る英雄の異常誕生譚）やうつほ船伝説、漂着神縁起との関連を示唆する一方で、逆に「少なくとも過疎進行という千載一遇の中の、民俗の推移を追跡してみる責任を、次代の人たちに対してわれわれは持たねばならない…（中略）…ことに廃村状態に日々せばまっていくなかなか非常事態の中で、初めて夜空に上がる花火のようにほとぼり出た潜在民俗があったとしたら、過疎地域では年寄りの首吊り自殺が多いというような新聞記事などに止まらぬ、度合に応じた対処の仕方をつみ重ねずにはいられない心持が、神経痛で動けぬ苦しい身体であるだけにいっそう強く思われる」（傍点筆者）〔櫻田 1976:159〕と論じている。

神経痛という症状と合わせ語っている点も示唆深い（神経痛は病名ではなく、原因となる病気が引き起こす症状のこと）、それは後論することとし、何気ない育児言説が、「潜在民俗」と称して意識されることで、初めて日の目を見ることになったこの論文を受け、千葉徳爾は1979年に大学講義の受講生を通じて202名からのサンプリング調査を行った。自身が「拾い子もしくは貰い子」と言われた記憶を持つ者が112名、兄弟姉妹が言われた記憶のある者55名を加えると約83%に上ること、また言われた時期に関しては小学校入学前が32%、小学校低学年48%であることを明らかにし、断片的であっても、人々の記憶深くに刻まれているのは、それが幼児期に異常な衝撃を与えた出来事だったことを示す可能性を説いた。地域的分布に偏りはなく、「拾い子」という表現は全日本的存在と認めて差し支えないとする一方、橋の下からという表現は、コンテクストを考えれば、橋梁が至る所に存在するようになったのは明治以来、近代以降であることを指摘し、橋の下という修飾は古くからの表現ではなかったろうと推定している〔千葉 1983〕<sup>8</sup>。

千葉が示唆した、精神的な衝撃を幼児期に与えたという点で関連するのは、ヴォーゲルの観察に「おおかたのM町の親たちは、父親にせよまた母親にせよ、わが子に対してはきわめて寛大で、とりわけ小さいうちは非常に甘やかし…（中略）…子供が五、六歳頃になると、以前とはがらりと変わって、急にきびしくなる…子供が大きくなり、とりわけその子の下に赤ん坊が生まれたり、また子供が小学校に入学する頃になると厳格になってくる」とする箇所だろう。そしてそれは「以前には全くみられなかったきびしさを急に示すというものではなく、「懲戒を加えずに…その子供が親と協調的な気持を示したときにだけ、ものを教え込もうとしている」とし、「子供が自動的に自分のいっつけに従うように」させることであり、「親の関心は、子供と親密な関係をつくらうということにあるので、子供の行動をしつけるということよりも、理解させるということのほうに、より多くの関心をもって」おり、「子供との関係がうまくいっているときには、母親はただこうあってほしいという行動を暗に示すだけで事足りるわけで、あとは一言『わかるわね』と励ますようにつけ加えてやればよいのである」と詳述する〔ヴォーゲル 1968:213〕。冒頭の置き去り事件の男児も7歳児で、まさにこうした日常と接続している。

ここまで述べてきた置いてきぼりをはじめ、橋の下から拾ってきたなどという事例は、韓国で



もほとんど通じる事象である。例えば買い物のため、子どもを車内や部屋に残すことも児童虐待罪・ネグレクトに問われる欧米とは違い<sup>9</sup>、日本では6~7歳の子どもが一人で電車に乗って小学校に通うような光景も日常的にある。欧米との文化的懸隔に比べれば、たぶん中国にもある程度は通じているのではあるまいか?

## 2 メディア世界に生きる私たちの日常

異邦人の眼にしか映らない、私たちには見えにくい、当たり前の日常がそこにある。櫻田が指摘したように、わざわざ書き留められることのない日常は、あまりにも当たり前すぎて、陳腐で些事なものである。陳腐で些細、瑣末だからといって価値が低いわけではない。むしろ民俗学にとっては、それだからこそ価値があるのだ。スウェーデンのオルヴァ・ルフグレン (Orvar Löfgren) は民俗学を “the discipline of trivial” (日常些事のディシプリン) [Löfgren 2008:128] と呼び、アメリカのドロシー・ノイズ (Dorothy Noyes) は “Humble Theory” (控えめな理論) [Noyes 2008:37] と再定立した。ヘルマン・バウジンガー (Hermann Bausinger) が “alltäglichen unauffälligen Dingen” (日常の、目立たない事柄に目を向ける) [Bausinger 1984:103] と示唆し、柳田國男が「いかなる小さい、俗につまらぬということでも馬鹿にせず… (中略) …一見解りにくいものはことに面白く重要なるべしと考えてかかること」 [柳田 1976:204] こそ、民俗学の根本だと論じたように、普通の人びとの、すなわち平凡人のありふれた、ささやかな、ありきたりの生活や、Vernacular (風土的/日常疎通的) な実践を、エスノグラフィックな観点から、holistic (総観的・総覧的) に把握する学問が、日常学としての民俗学である。「民俗」を研究対象にするから民俗学なのではないという点は、既に拙稿が中国語訳されているので繰り返さないが [岩本 2008b]<sup>10</sup>、なぜ親子心中が民俗学なのかと疑念を抱かれるとしたら、それは「民俗」を対象とするから民俗学だと対象規定的に認識しているからである。レギーナ・ベンディクスとガリット・ハサン=ロケム編の *A Companion to Folklore* の中で、アリソン・ダングス・レントeln (Alison Dundes Renteln) は “oyako-shinju, or parent-children suicide” と、日本語読みをそのまま使って論じている [Renteln 2012:544]。

私たちの日常世界は、その意識や見解がかなりの割合でメディアを通じて形成されている、あるいは参照して構築されていると言って過言ではない。毎日、テレビや新聞・ネットから多くの情報やほとんど全てのNEWSを得ながら、私たちは日々の暮らしを实践している。“Media-saturated” reality (メディアでいっぱいに満ちたリアリティ) [Bird 2003:1] を生きているのであり、ガーディアン紙は先の置き去り事件に関するオピニオン欄で、“We need more good news stories, like Yamato Tanooka's rescue” を載せたが、そこでは “living in a 24-hour news-obsessed culture” (24時間ニュースに取り憑かれた文化) と表現している。そして次のように続ける。「ニュースの表現手段は物凄く、不気味で、墮落したものを強調してオーディエンスを、さらには利益を増やそうとする。その結果生まれるのは、世界が暗く重苦しく、良いことなど滅多に起こらないという歪んだ視点である。かつて同僚から、精神衛生上効果的な3つのことは、アルコールを断ち、運動をし、ニュースを読むのをやめることだと言われたことがある」とし、メディアはもっと明るいニュースを報じなければならないと結んでいる [Cosslett 2016]。

筆者の主テーマ親子心中は重苦しさの最たるものに違いないが、その研究視角はジェームス・M・ケアリー (James M. Carey) の儀礼としてのコミュニケーション論に基づき、前述したように、それは(日常)を把握するためのものである。米国におけるカルチュラル・スタディーズの創始者であるケアリーは、*Media, Myths and Narratives* [Carey ed. 1988] と *Communication As Culture* [Carey

1989]で従来のメディア研究の「伝達モデル(道具論的伝達論)」から「儀礼モデル(受容理論)」への移行を主導した。2006年に比較的若く逝去したため、その名はさほど著名でないかもしれないが、彼は「ニュースは情報ではなく、ドラマであり、物語である」とし、コミュニケーションとは「情報の共有の行為ではなく、共有する信念の提示に向けられて」といって説いた。ニュースを書くこと読むことは、一種の儀礼的行為であり、また読者の前に配列されたものは、純粋な情報ではなく、世界のなかで相争っている諸勢力の描写であるとする一方、「コミュニケーションは、リアリティーが生み出され、維持され、修復され、変容する象徴的過程である」[Carey 1989:15-21]と主張した。ケアリー理論の後継者であるエリザベス・バード(Elizabeth Bird)は、さらに次のように述べる。

「ニュースを語りとして考察することは、ニュースを外側の対応するものとして、社会によって影響を受けたものに影響するものとして、ジャーナリストまたは官僚的組織の所産として、考察する価値がないということではなくて、それはニュースを他の次元に、言い換えれば、知らせ、説明するという伝統的機能を超えるところにニュースという物語があるということである。語りとしてのニュースのアプローチは、ニュースが情報を告げること、もちろん、読者がニュースから学ぶということを否定するものでもない。しかしながら、彼らが学ぶ多くのものは、ジャーナリストが正確に提示しようとしている“事実”“名前”“人物”とはあまり関係がない。それらのディテール(有意義、無意義の両者)すべてはニュースのより大きな象徴的システムに貢献している。事実、名前、その詳細はほとんど毎日変わるが、それらが適合する枠組(象徴的システム)はより永続的である。そして永続的システムとしてのニュースの全体性は、受け手にその構成諸部分(それらの諸部分が知らせ、怒らせ、あるいは楽しませようと意図していることに関わりなく)以上のものを“教えている”ということができよう」[Bird 1988:69]

さらにバードによって、ニュースという神話的〈語り〉(mythological narrative)は、繰り返し語られることで、神話やフォークロアのように、読み手(民衆)に、文化的価値のモデル、すなわち善悪・好悪・美醜などの定義を提供すると論じられた[Bird 1988:70]<sup>11</sup>。筆者はそれに従って、これまで日韓の新聞記事がそれぞれ伝える、自殺や〈親子心中〉をめぐる「読み手」の認識する象徴的コード、文化的な特定の「物語のコード」の解釈を目指してきた[岩本 1993、2006a、2006b、2007]。

マスメディアと人類学・民俗学の関係は、アメリカ人類学会に1969年、その分科会としてメディア人類学が発足し、1990年にはアルジュン・アパデュライが「メディアスケープ」を提起した定義したもの[アパデュライ 2004]、デブラ・スピトゥルニク(Debra Spitulnik)が1993年に「マスメディアの人類学はまだない」と評し[Bird 2010:2]<sup>12</sup>、2002年にもフェイ・ギンズバーグ(Faye Ginsburg)らが「長いあいだマスメディアは人類学にとってタブーのトピックだった」[Ginsburg, Abu-Lughod and Larkin 2002:3]と述べたように、メディア人類学として著しい発展を見せたのは、映像人類学・民族誌映像の領域<sup>13</sup>に限定された。マスメディアに関する研究は、他の社会学やコミュニケーション論あるいはカルチュラル・スタディーズの対象領域だと回避されがちで、非西洋の異文化のソープオペラ(昼ドラ)などを遠慮がちに扱うぐらいだった<sup>14</sup>。日本でも2004年に日本文化人類学会の機関誌『文化人類学研究』69巻1号で「マスメディア・人類学・異文化表象」という特集を組み、森山工の序論と原知章「メディア人類学の射程」などを掲載したが<sup>15</sup>、その後も、マスメディアに関して、これといった研究は特になかった<sup>16</sup>。ただ、アフリカ等の発展途上国で、インターネットやケータイ、SNSが現地の生活スタイルを激変させたケース研究は多々著されている[羽瀨・内藤・岩佐編 2012]。しかし、依然、マスメディアの方は、領域侵犯の意識が強いのか、

日本では皆無に等しいが、欧米ではマスメディア研究を中心にアンソロジー化したエリック・W・ローゼンビュラー (Eric W. Rothenbuhler) らの *Media Anthropology* [Rothenbuhler and Coman 2005] など、新たな展開を迎えている。

### 3 マスメディア研究と民俗学

そのような中で、マスメディアを積極的に対象化してきた一人は、ほかでもない民俗学者であったエリザベス・バードの一連の研究である。現在、南フロリダ大学の人類学科教授で、表看板には人類学を掲げるが、ケアリーの儀礼論を引き継いで1992年の *For Enquiring Minds: A Cultural Study of Supermarket Tabloids* (『好奇心旺盛な心のために: スーパーマーケット・タブロイドのカルチュラル・スタディ』) [Bird 1992] をはじめ、*Audience in Everyday Life: Living in a Media World* (『日常生活におけるオーディエンス: メディア世界に生きる』) [Bird 2003] を著すほか、*The anthropology of news & journalism: global perspectives* (『ニュースとジャーナリズムの人類学: グローバルなパースペクティブ』) [Bird ed. 2010] などを編集してきた<sup>17</sup>。かつて民俗学のマスメディア論といえば、例えばリンダ・デグの1994年刊行の *American Folklore and the Mass Media* [Dégh 1994] が有名であるが、ヴァリエント概念を駆使するものの、あくまでフォークテールのテキスト論的分析に留まったのに対し、バードは流体概念のオーディエンスがマスメディアをどのように日常的に消費していくのか、オーディエンスの日常世界をエスノグラフィックに描写する。テレビや新聞は古いメディアとされる。そうはいつても、インターネットが代替できない機能としてニュースの「総覧性」は [橋元 2011] <sup>18</sup>、オーディエンスの日常世界への影響やその生活世界を捉える上で、テレビや新聞を視野に含めることを不可欠にしている。

このほか儀礼論の展開としては、有名なメディア・イベント論を打ち出したダヤーンとカツツの研究を触れないわけにはいかない。テレビで放送されながら執行される儀礼や儀式を、メディア・イベントと称し、特定の象徴を伝達する儀礼表現の構成装置であり、かつ儀礼を生産するそのエージェントとして捉えた。著名人の葬儀や婚礼、政治的宗教的催事やスポーツイベントのような、国民あるいは世界を席卷する歴史的行事が、その典型例である [ダヤーン・カツツ 1996]。イベントという非日常的な儀礼に特化して議論されるが、それは出来事のNEWS報道にも通じ、多大な研究の蓄積されたこの分野の端緒を切り拓いた。この学派の代表的論者ローゼンビュラーは、「テレビおよび他のメディアを特徴づける際に、神話的なものは、その社会において主要な象徴システムの事例であると看做され、したがって入念な処理により人類学の神話の概念とも一致する」と論じる。物語叙述をニュース言説の共通部分として、人類学的研究の流儀に従って、その中に神話的属性を識別すること、ニュース記事と神話の交錯を物語の認知過程として分析することを提示した。「永遠の物語(eternal stories)」と呼ぶ普遍的な話の元型が、レポーターや編集者らによって挿入され、ニュース言説において「文化的フレームワーク」として働くが、それはメディア・イベントの理解と受容を容易にさせ、マスメディアの持つ意味の過剰を最適化するものにもなるとする [Rothenbuhler 1998:90]。

ダヤーンとカツツもまた、NEWS報道において、人びとにとって想像も及ばない「情報なきコミュニケーション」に過ぎなかったメディア内容が、政治的に儀礼化されることで、人びとにとって緊張を保ちつつも、バランスのとれた受け入れ可能な内容に変形されるとし、「変形し得る力となるセレモニー (tranceformative ceremonies)」自体が時空間にリミナルな中断をもたらす点が重要だと指摘する [Coman and Rothenbuhler 2005:5] <sup>19</sup>。冒頭の置き去り事件はメディア・イベントではないものの、速報というライブ化した形式で、日常という時間を中断させた点 [ダヤーン・

カット 1996:18]、たぶん何億人もの大規模なオーディエンスが放送を見ながら同時に同じ刺激に接している状態になった点 [ダヤーン・カット 1996:30]、隠していた事実が暴かれて行く父親の会見が無事発見という結果的な出来事を導くセレモニーとして機能した点 [ダヤーン・カット 1996:211-212] など、メディア・イベント化したNEWS報道の典型的な変形を見て取れる<sup>20</sup>。悲劇を予感させつつそのプロットに当て嵌められたテキストが反転し、最後には幸福が訪れるというフォークテール(昔話)一般の形式に酷似する。人びとの話題をさらったのは、予測可能で定式化された構造だっただからともいえる。

#### 4 親子心中の文化差と平準化—日韓の神話としてのNEWSの比較研究

筆者が日韓のNEWS報道を比較研究する契機となったのは、台湾の文化精神科学者・林憲<sup>リンシェン</sup>(Rin Hsien) が執筆した、日台の新聞では自殺報道の形態に大きな差異が認められるとする論考 [林 1982:321-337] に接してからである。表1で見るように、日本で報じられる自殺事件の約半数は心中または無理心中であり、台湾の新聞が伝える単独自殺が大半を占める様相と、全体的印象を異にする。加えて林は、精神科医としての経験・観察・治療から、それは自殺者や精神疾患患者の示す精神徴候とパラレルであるとする。

	日本 (A新聞 1975年10月から1年間)				中 華 民 国 (L新聞 1969年1月から3年間)			
	男	女	人数計	件数	男	女	人数計	件数
単数自殺	100	44	144	144	146	144	290	290
複数自殺(心中)	34	38	72	36	17	24	41	20
(内) 夫婦心中	(23)	(23)	(46)	(23)	(0)	(0)	(0)	(0)
他殺・自殺(無理心中)	27	48	75	75	23	10	33	33
(内) 親子心中	(13)	(45)	(58)	(58)	(0)	(6)	(6)	(6)
自殺総数	161	130	291	255	186	178	364	343

表1 日台新聞報道における自殺形態の差異  
(典拠：林憲「精神徴候の通文化比較から見た親子心中」1982年)

台湾にも母子心中はわずかながらに見られるが(表1の中華民国の女の欄と横欄の他殺・自殺の交差する括弧内の内数の6件を指す)、その量的差異よりも父子心中や一家心中が皆無な点であり、また複数自殺のうち夫婦自殺が皆無である点、ここに両文化間の特徴が見出されるという。それまで日本の研究者たちの議論では、例えば1975年から80年まで全国の地方紙も含めて新聞記事を細かく収集した表2の飯塚進の類型別数値でも、母子心中が63.1%を占めており(当時、年間400件前後の親子心中が発生していたこととなるが、この数値には未遂を含まない) [飯塚 1982]<sup>21</sup>、その他の計量的ないずれの調査でも母子心中が6~7割と圧倒的に多いことから、一般に日本では親子心中の研究はイコール母子心中の研究として扱われていた<sup>22</sup>。そこから例えば母子一体論とか、母と子の精神的未分化状態を説くような、母子心中に基軸を置く議論がほとんどであったから、父子心中や一家心中・夫婦心中をむしろ注目すべきだとする、異文化からの視線による、その立論は極めて斬新であった。

親子心中の研究は既遂の場合、容疑者死亡のため犯罪の構成要件ともならないことから、公的統計は示されず、その実態や全体像を掴むことは極めて難しい。これまでの研究の大半は新聞記事がデータ化され、わずかに変死者の検死解剖を扱う監察医務院のデータや、精神科医による未遂者の臨床データも利用されたが、新聞資料に資料的限界があるというまでもない。筆者の立場はNEWS報道を事実の把握に計量的に用いるのではなく、叙述や表現というナラティブのレベル



年次	類型	父	子	母	子	一	家	そ	の	他	計
昭和50(1975)年		70		335		60		21			486(件)
51(1976)		62		295		70		27			454
52(1977)		65		252		66		19			402
53(1978)		75		256		80		13			424
54(1979)		56		241		71		19			387
55(1980)		72		235		61		34			402
合計		400		1,614		408		133			2,555
割合	合(%)	15.7		63.1		16.0		5.2			100.0

表2 日本の親子心中の類型別件数(1975～80年の全国新聞報道)

(典拠:飯塚進「道連れ自殺、今昔」1982年)

で把握しようとしたものであるが、林は豊富な臨床経験を踏まえて新聞記事からながら、自殺原因は多様であるものの、その際に日本人の一般が「自分はこれ以上やっつけられない」「自分が悪いのだ」「皆に対してすまない」といった言葉を事前に当事者の口から漏らしたり遺書に書いたりする点に着目した。また子どもの道連れに対して「(残されると)可愛そうだから連れて行く」「他人に迷惑をかけたくない」という気持ちが表明される点に、家庭内に起こった問題を、一方では強烈に本人の責任と感じ、また一方では家庭の問題は絶対に家庭内で処理すべきであるといった、家族と外界(親族や他人)との間に明確な区切りがあり、その遵守が社会規範の一つとなっていると指摘した[林 1982:324, 326]。

これに対し、台湾で報じられた6例の母子心中の全例は、林によれば、その動機として、夫との不和をあげ、離婚や夫の女性関係および夫との激しい口論などが記事化され、したがって母親が子どもを道連れにする場合、明らかな怒り(「一気之下」)が表現され、夫ないし夫側の親族への報復の手段として選ばれているという。これらは診察や病棟で接した患者(台北の自殺予防センター)の精神疾患のケース一般に見られた傾向と一致し、親子心中に限ったことではなく、いずれにせよ台湾では母親が「私が悪いのです、ごめんなさい」という心情を表現することがないのは確かだとする[林 1982:325]。

1970年前後の比較データで、論考も40年近く前のものであり、現在の台湾や、そして中国・本土とは異なるかもしれないが、いかなるものだろうか?日本の時代的変化に関しては、後論するとし、間違えてはならないのは、当然のことながら、日本人なら誰しもが皆、親子心中をするわけではないことである。選択肢の一つとしてそうした行動を無意識裏に選び採る、文化パターンの一つとして存在するのであり、かつ選択には葛藤・困難の発生からそれに至る経路、すなわち要因の因果連鎖と発生機序をパターン化して把握できる一方、それを回避する経路も複数存在することである。「異常行動はその文化に準じた正常行動のある面を特に強化表現したものにはほかならず」[林 1982:333]、傾向の一つにすぎない。

日本でも親子心中が行為レベルの現象<sup>23</sup>ではなく文化パターンの一つ(社会レベルの現象)として顕在化するのは、図1で見ると1920年代であり<sup>24</sup>、それ以前はある親子が葛藤・困難に陥った場合、捨子をすれば労働力として拾ってくれる商家や農家・網元等もあり、捨子か子殺しもしくは親の家出か親の自殺で問題が処理され、親の自殺と子殺しがひと続きのものとはなっていない。親子心中という殺兄の隠蔽された美名が普通名詞化するのは1923~4年頃とされるが[高橋 1987:17]、そこには読み手が自らも同じ振る舞いをする可能性を含んで眺める「同情」や「許容」が潜んでいる。社会学者の磯村英一は「嬰兒殺し」とは言わずに美名を使うジャーナリズムの寛容さの裏には、そこまで追い詰められた母親への同情とそれを見殺しにした世間へのレジスタンス

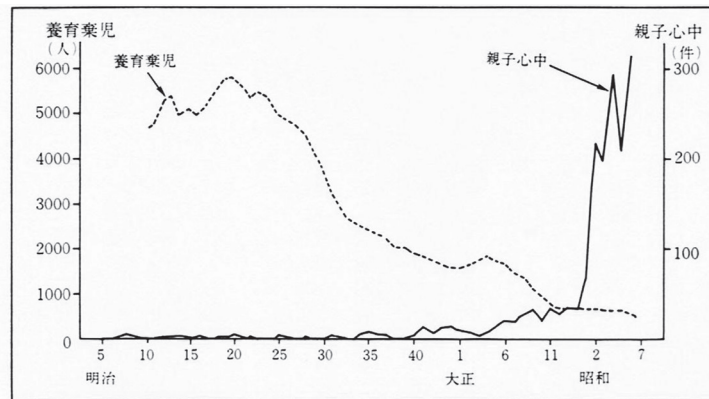


図1 養育棄児と親子心中

(典拠:親子心中数は小峰茂之『小峰研究所紀要』5、1937年、養育棄児数は『日本帝国統計年鑑』1～53回より著者作成)

があるとした [磯村 1959:107-109]。「自分が死んだら誰がこの子の面倒を見てくれるのだろう」という親の思いは、一方で「世間や人様に迷惑をかけてはならない」とする規範と表裏の関係にある。「迷惑」という本来、迷い戸惑うという意味の漢語が、日本語において「人のしたことで不快になったり困ったりする・こと(さま)」(『大辞林』三省堂)という意味で使用されるようになったのは、夏目漱石の『吾輩は猫である』(1906年発表の箇所)あたりからであり [近藤・邢 2011:116-118、近藤 2014:26]、さらに第一次世界大戦後の1919年に内務省が主導して始まる民力涵養運動では、それが公衆道徳として明示的な準則と化してくる [岩本 2008a]。図1でもわかるように、養育棄児<sup>25</sup>の衰退と親子心中の激増は明らかに逆相関している。すなわち、子どもを残して死ぬことが、世間に迷惑をかけ、親としての責任をも放棄する行為と看做されるようになったことを、この図は表している。

1972年の日中国交回復の際、当時の田中角栄首相が「中国国民に多大なご迷惑をおかけしたことについて、私は改めて深い反省の念を表明する」と述べたところ、その通訳に対し、周恩来首相が「『添了麻煩』との言葉は中国人の反感を呼ぶ」と厳しく追及したという逸話がある [近藤・邢 2008]。「他人に迷惑をかけてはならない」という規範は、先のヴォーゲルでも見たように、他人でない家族に対してだけは迷惑をかけてもよい、すなわち依存してよい=甘えてもよいというメッセージを内包している。

さて、こうした研究視角から1989年に韓国との比較を行った結果 [岩本 1993] が表3であるが、ここでは簡条書式的に要点だけ示しておく。①1989年9月から1年間朝鮮日報と東亜日報で報道された自殺件数はちょうど200件で、うち複数自殺と他殺・自殺(日本でいう無理心中と推定されるもの)が63件と、記事の3割を超え、台湾とは違って「複合自殺」(複数自殺と他殺・自殺を合わせて論じるときは、以下「複合自殺」を使用する。日韓とも「集団自殺」とすると、他人を含めるニュアンスを帯びる)がかなりの割合を示す。②韓国ではこれらを「同伴自殺」と呼ぶが、日本と比較して特徴的なのは、63件中17件が家族・親族以外の者との「同伴自殺」であり(表3で見るとほぼ同時期の日本の40件中4件に比べて)、かつ拡大家族まで及んでいる事件が5件あり(日本は1件)、親子心中という親子に限定される傾向の強い日本の複数自殺に対して、「同伴自殺」と呼ぶに相応しい呼称となっている<sup>26</sup>。③63件の複合自殺中、母子が15件と最多であるものの、父子5件に、夫+妻子(夫が妻子を殺害後自殺)が4件、拡大家族5件、夫婦心中8件など、家長すなわち父親中心

主義的な傾向が認められる。④その際、父親が失職してなどで苦境に立った際も、政府の無策無能を攻撃したり、記事では、激昂型といっても過言でない、明らかに怒りの表現が叙述される傾向が強い。中には、例えば嫁に迷惑をかけると表現された事例も極めて少数存在するが、日本のような内罰的な雰囲気醸し出し、「同情」を誘うような叙述は少なく、むしろ「社会正義」を訴えているように見受けられる。

以上は1993年に発表した日韓比較の論考からの抜粋であるが、この当時までは日韓の文化的相違を全面に打ち出すことで十分説明がついた。しかし、その後、いわゆるグローバル化の進展とともに、両国の複合自殺の形態が平準化していく側面も現れてきた<sup>27</sup>。1993年の論文では1989年の1年間の自殺記事全般を分析したが、2006年論文では1995年以降2004年までの10年間の複合自殺のみを対象化した。その後の質的变化に関して、以下、要点を箇条書きすれば、①核家族単位の同伴自殺の割合的增加、②父親中心主義的な規範の持続と揺らぎ、③家族(親族)倫理の崩壊とメディアの新たなメッセージ、④母子同伴自殺に対するまなざしの変化、⑤個人的病理から社会的病理への5点に集約される[岩本 2006a]。

10年間の家族内同伴自殺を、家族類型で分類し、先行研究の結果と比較してみると、明確な変化を読み取れるのは、家族同伴自殺全体のうち、夫婦が子女を道連れにする核家族型の一家族同伴自殺と、夫婦同伴自殺の占める割合が、それぞれ21.7%から30.1%へ、15.2%から26.0%へと増加した点である。これに対し、家族形態では対照的な位置にある大家族同伴自殺が、10.9%から5.5%へと減少傾向にあるのは、父系的に組織化された親族的広がりの中で、いわゆる核家族と他の親族関係者の間に一種の境界が形成され、家族/親族を明確に区分するような日本の「家」的状況になりつつある兆しでないかと推測される。また2003年には管見では初見の、家長がその69歳の母親を含めて殺害した一家同伴自殺が記事化されている<sup>28</sup>。儒教的に尊属殺人を絶対悪とする韓国社会であったが[岩本 2006b]、それは②の父親中心主義的な規範の持続と揺らぎとも関係する。類型別に見た父子同伴自殺の占める割合自体はさほどの変化は見られないが、韓国の場合、一家族同伴自殺も夫婦同伴自殺も、概ね実質的には父親=夫主導であるから、家内的な役割・権威構造においては、日本に比べると、相変わらず父権や役割意識が強固な状況を見ることはできる<sup>29</sup>。しかし「動機」として記事化される内容には質的变化があり、衝動的な激昂型の事例は影を潜め、表現は同情心を煽らず、淡々と叙述される一方、責任を家庭内部で処理するような、自己責任的な行為をピックアップして、記事化する傾向が顕在化しはじめた。すなわち、従来のように父系親族(큰아버지)をはじめとする他者に依存するような生き方は否定され、現代社会を生き抜く上で求められつつある自己責任的な、新たな社会規範を伝えている。これとも関わるのが③の家族倫理の崩壊とメディアの新たなメッセージの呈示である。かつての新聞記事では、妻の自殺が先行した後追いつ的な父子同伴自殺や、妻側の不倫が原因となった同伴自殺や老人自殺の記事が、たとえ現実には存在したとしても、記者や読者が求める、期待される家族像とは異なるがゆえ、あまり記事化されて来なかった。掲載自体が不倫された夫の不名誉や扶養を行い得ない子息らに対する社会的制裁となったからである。こうした暗数とも呼べるような事柄が掲載されるようになった

国 別 形 態	日 本 (朝日新聞, 1989年1月 より1年間)				大 韓 民 国 (朝鮮・東亞, 1989年 9月より1年間)			
	男	女	人数計	件数	男	女	人数計	件数
単 独 自 殺 (内) 後 追 い	32 (4)	13 (0)	45 (4)	45 (4)	89 (1)	48 (1)	137 (2)	137 (2)
複 数 自 殺 [ 心 中 ] (内) 夫 婦 心 中	16 (11)	18 (11)	34 (22)	17 (11)	32 (8)	27 (8)	59 (16)	25 (8)
他 殺 ・ 自 殺 [ 無 理 心 中 ] (内) 親 子 心 中	13 (9)	15 (13)	28 (22)	23 (20)	32 (16)	24 (21)	56 (37)	38 (32)
自 殺 総 数	61	46	107	85	153	99	252	200

表3 日韓新聞報道における自殺形態の差異

たのに加え、1990年代後半までは、このような事件の叙述は「文化的フレームワーク」として儒教的な家庭倫理・醇風美俗を基準に評価が下されていたが、2000年以降になると、それが不可能と

なっていく。

それが典型的に現われたのが、④の母子同伴自殺に対するまなざしの変化で、概ね1997年以前は母子同伴自殺の「動機」「原因」として、記事が推定したのは、標準家族からの「逸脱」「異常」であり、あるいは社会的な「貧困」の強調であった。今日では侮蔑的表現である「父親のいない『欠損家族』」といった表現もしばしば使われた。ところが、1997年のIMF通貨危機以降になると、同じ生活苦でも、標準家庭からの「転落」が問題視され、さらなるまなざしの転機となったのが、2003年に仁川で発生した高層アパートからの母子同伴投身事件であった。7歳と3歳の娘を14階から投げ落とした母親は、5歳の息子を抱えて飛び降り、娘の「オンマ、生きさせて、死にたくない」という最後の懇願が見出しを躍り、韓国社会に多大の衝撃を与えた。この事件の続報や社説・コラム・読者の声など

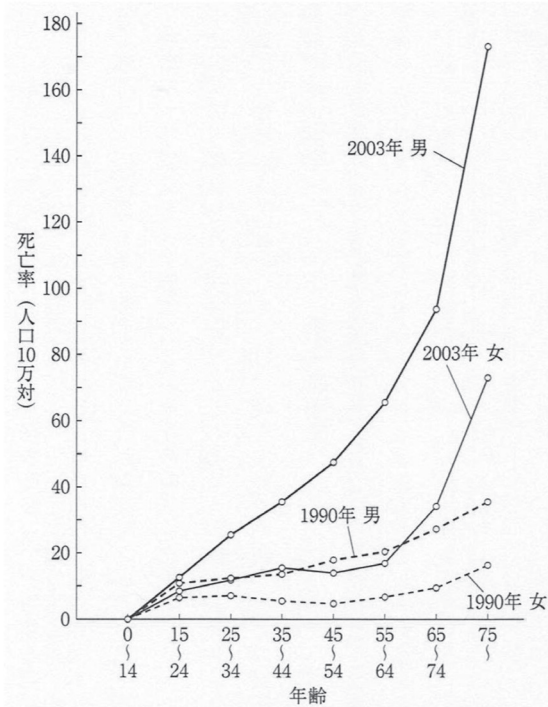


図2 韓国年齢層別自殺率 1990年/2003年  
 典拠：韓国自殺予防学会編『わが国の自殺問題、その解決に向けての新しい挑戦』2005年(in korean)

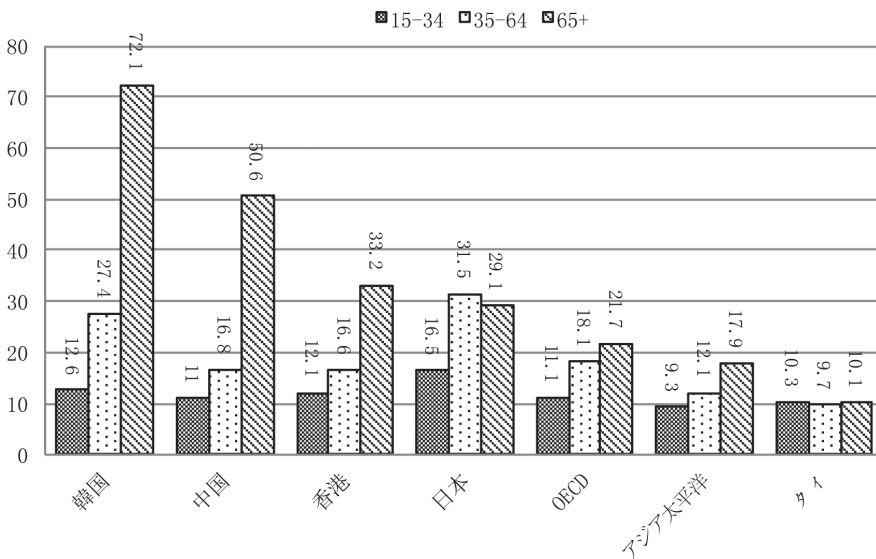


図3 高齢者自殺率の国際比較(人口10万人当)  
 (典拠：Society at a Glance : Asia/Pacific 2011, OECD)



を通して、社会的コミュニケーション過程として韓国社会に共有されていったメッセージは、同伴自殺が自分たちの身の回りにも、さらには自分自身にも起り得る「他人事ではない」という認識であった。通貨危機から脱したにも拘らず、未だ頻発する同種の事件に対し、従前のような経済を原因と説明することはできず、韓国社会を支えてきた根幹の文化それ自体に批判の目を注がざるを得ない。父系親族との関係性や家長の義務感・責任感の希薄化が鮮明となるとともに、この事件以降、並行して登場してきたのが、新しい家族のあり方をめぐる議論であり、⑤の個人的な病理から社会病理への認識の転換である。自殺や同伴自殺の増加を、個人的原因に帰するのではなく、社会病理として捉える議論が主流となったが、これは1990年代半ばまで儒教的な「孝」によって低率で抑制された高齢者の自殺が、1990年代後半以降、図2で見ると一挙に高率化し、社会問題化したこととも関わっている。現在でも高率のままであり、年長者を敬う儒教的な親族規範を代替すべきものが未だ見出せていない。

アジア/オセアニアの自殺率を比較したOECD(Organisation for Economic Co-operation and Development経済協力開発機構)の*Society at a Glance: Asia/Pacific 2011*によれば<sup>30</sup>、図3のように中国でも年齢層別自殺率は高

齢者が高率を示す。日本では高齢者の自殺より中高年の自殺の方が高率で、社会的な矛盾のしわ寄せが中高年に集中していることを表すが、日本でも図4のように以前は高齢者の自殺率が高かった。これは制度的に高齢者福祉が充実したからというよりは、現在では親子の間でも「子どもに迷惑をかけたくない」とする規範意識が拡張した結果だと解釈した方がたぶん適切である。新聞広告には「子供や家族に迷惑をかけたくない」とする健康食品のコピーに溢れ、また子どもとの同居を望まない独居老人世帯が増加し、社会的にもそれが「許容」されたからだといえる<sup>31</sup>。

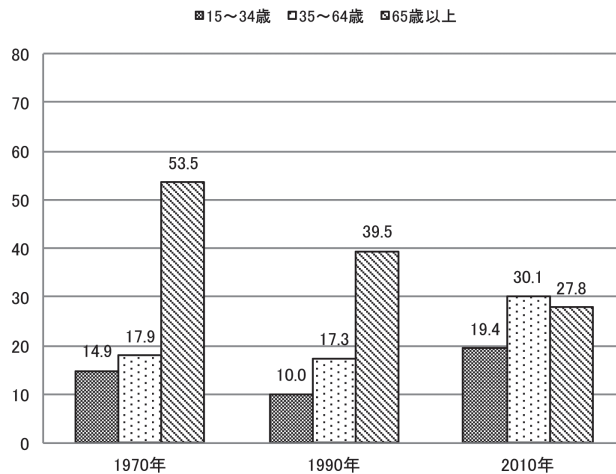


図4 日本の年齢階級別自殺率の推移(1970年/1990年/2010年)  
(典拠:厚生労働省『人口動態統計』より筆者作成)

## 5 高齢化社会の到来—老老介護と介護心中/介護殺人

表3で示した日韓の自殺形態の比較で、日本の1989年の1年間に報道された自殺件数は85件としたが、この年の朝日新聞に掲載された自殺・心中に関する記事自体は119件だった。同じ事件が続報という形で複数掲載されたものを1件に数え、かつ外国における外国人の自殺事件10件を除いた件数が、この85である。10件が海外の自殺報道であったことは、新聞報道のグローバル化を示しているが、同じ年、朝鮮日報・東亜日報(当時、東亜は夕刊紙)の1年間の掲載数は200件で、それに比べて日本の自殺報道はかなり少ない印象を受ける。林が台湾との比較で用いた1975年は255件であったが、朝日新聞のその前の10年前、20年前の報道件数を調べてみると、1979年255件、1969年203件であり、自殺報道が極端に減ったのは1980年代以降の傾向である。さらに

現在では一般人の自殺は全くというほど掲載されず、スキャンダル性のある心中事件のみであることは説明するまでもない。

自殺に関する日本の公式統計数値の一つである厚生労働省「人口動態統計」によれば、10万人当たりの数値である自殺率は、1989年だけでなく、1969年や1979年にしても、18名前後を推移しており、さほど変化はしていない。日本では1998年から14年間連続して自殺者が3万人超えの大台に上ったが（自殺率は25名前後を推移）、もう一つの公式統計、警察庁の自殺統計原票を集計した結果「自殺統計」が公表される時期に、毎年、この数値自体が新聞ネタにされる。個別的な自殺は増えたにも拘らず、新聞には単独自殺は有名人の自殺以外はもう記事化されることはない。自殺は限られた紙面の勢力争いの上で、その「総覧性」において「事件」とはならなくなったのだといえる。

新聞記事をデータとして収集、使用する方法は、何を話題として取り上げ、どのように出来事化していくのか、またその語り方を問題とするナラティブ・アプローチは有効であるものの、記事に関しても量的分析は再考せざるを得なくなっている。現在ではGoogleアラートに「心中」を登録し、2006年9月15日から全国的なデータが自動的に収集されるが、最近のある一日のGoogleアラート「心中」受信内容を、本文末尾に「参考資料1」（2016年6月25日付配信）として例示する。6つの項目に重複があり、3種類の心中事件が扱われているが、ある意味で今日的な特徴をよく映した内容となっている。

①②④⑤は同居する50代の姉妹が口論となり、姉が包丁で妹と80代の母親を刺し、自身も自刃するが、妹のみ死亡した。③は海中から51歳無職の男性と6歳の息子の遺体が発見されたというもので、2人に目立った外傷はなく、男児の暮らす元妻のもとへ送り届ける際に、車ごと海に入水したものと推定されるとある。⑥は昨年11月に発生した「利根川心中」と呼ばれる世間の耳目を集めた事件で、その裁判の判決と事件の核心を追及した、長めのルポルタージュである。認知症とパーキンソン症を患った84歳の母を抱え、新聞配達で支えてきた74歳の父も病気に倒れ、生活保護を申請した同居する三女が、軽自動車ごと利根川に飛び込んで、両親を溺死させた。娘一人生き残り、殺人と自殺幫助の罪で起訴されたが、それに対し、地裁が23日、懲役4年の実刑判決を言い渡したと報じる前日記事の続報である。

頸椎圧迫が原因でバイクに乗れず新聞配達の仕事で退職した父親は、症状が悪化、ついには1人で歩くこともできなくなり、47歳の三女に対し、「一緒に死んでくれるか」と切り出した。「お母ちゃんだけ、残してもかわいそうだから、3人で一緒に死のう」と誘われ、生活保護の受給について市役所に相談していた娘も即座に「いいよ」と答えた。翌日、生活保護受給の審査のため、自宅に訪れた市役所職員に、家族の生い立ちなどを詳細に聞かれると、自分たちの境遇を改めて振り返るや、「惨めに思った」と、生活保護の手続きが事件の引き金を弾いた。生活保護に強い抵抗感があったようだ。見出しにある「死んじゃうよ」は、そう言いながら手足をばたつかせる母に対し、「ごめんね」を繰り返した娘の言葉であり、裁判では「でも父を証言台に立たせることにならずに良かった。そんな残酷なことはない」と嗚咽をもらす場面もあったと報じる。8年の求刑に対し、判決は弁護側の求めた執行猶予を認めず、懲役4年が言い渡される。裁判長は最後に「裁判員らのメッセージとして「仲良く暮らしたときのお父さんお母さんの顔を忘れることなく毎日を大切に生きてください」と伝え、被告は何度もうなずき、「ありがとうございます」と深く礼をした」と結んでいる[産経新聞 2016]。

このような「介護」<sup>32</sup>に疲れ、家族の命を奪ってしまう出来事は、「介護殺人」あるいは「介護心中」と称され、超高齢社会に突入した今日の日本において、最も解決の困難で最も重い社会問題

の一つとなっている。介護に直面している557万人の介護者が控える現代の日本において、特に介護者も高齢化する老老介護の中で<sup>33</sup>、いつ我が身に降りかからぬとも限らぬ切実な問題として、2013年から再び報道が急増している。筆者がGoogleアラートに登録した2006年当時も、介護殺人/心中の報道が頻出していたが、一旦、報道が鎮静化し、再び増えてきたのが2013年からだった<sup>34</sup>。

介護殺人/心中も行為レベルの現象としては、いずれの時代にもあったろう。しかし、社会レベルの現象としては、武川正吾が高齢者介護は「1980代に出現したまったく新しい社会問題であり、「家族の介護力が存在していたというのは、一種の神話」[武井 2000:35]だと述べたように、ライフサイクルにおいて現われた介護期というステージは、日本人の平均寿命の長寿化の上で初めて現出化する。1973年にすでに「老病心中」という用語で新聞資料を用いた看護学者の研究論文は現われており[清水 1973]、出現時期の確定は措くとしても、それ以前は老親の扶養問題はあったにはせよ、介護問題と呼ぶような社会問題はなく、したがって介護殺人/介護心中(といった括り)も存在しなかった。

タイトルからして『私は家族を殺した—介護殺人当事者たちの告白』という衝撃的な内容を持つNHKスペシャルが、2016年7月3日に放映された。NHKの独自調査で2010年1月から2015年12月までの6年間で、未遂や傷害致死を含む、介護殺人は少なくとも138件起きており、およそ2週間に1件の割合で発生しているとした上で、裁判資料などを元に、実態の状況が判明した77件のうち、半数以上の53%が介護を始めて3年以内に起きる事実を明らかにした(1年以内が26%)。出色なのは殺人の当事者100人以上に接触を試み、11人の当事者から話を聞いて、そのナレートの一部を映像とともに放映した点である。なぜ一線を越えてしまったのか?42年間連れ添った妻を殺めた71歳は、妻が骨粗鬆症で骨折、退院すれば元に戻れると思いき、また歩行訓練を手伝い、一時は歩けるまで回復したものの、3か月後、再び骨折、以降、寝たきりになり、排便も一人ではできなくなる。介護5ヶ月目、大便を漏らした妻からは、次第に笑顔が消え、何もできないと言って涙を流した。これが介護か。これが介護だと思って、懸命に介護をしても、妻は絶望を深める。介護を始めて10ヶ月目、妻からある言葉が投げかけられた。「死にたい、殺して」…頻繁に出てくると、心が折れて、引きずり込まれたという。1ヶ月の間泣きながら死にたいと訴え、事件3日前「生きるのが辛い」という言葉に、限界を感じ「わかった。自分たちの身の回りを片付けよう」と返事をしてしまう。夫婦の最後の言葉が、裁判記録から引用される。「本当にいいね?後悔しないね?もう後戻りできないよ?」「うん確実に殺してね」。介護を始めて11ヶ月目男性は一線を越える。2人はわずか2年前まで穏やかな老後を送っていた。「誰もが突然介護を担いうる時代、この夫婦と私たちを隔てる一線はあるのでしょうか?」と訴えていく<sup>35</sup>。

別な事例では、60年連れ添ったおしどり夫婦、脳梗塞で倒れた夫は半身不随となり、誤嚥性肺炎の繰り返しを心配する妻が、食後直ぐに横になる夫の態度に、医者からの指示に従わないと言い争いが増え、厳しく当たるようになる。「『私の言う事を聞かないと家に置けない』と言うと、どこにでも入れてくれという。なさない」と日記に綴られる。夫を車椅子に縛り付けたり、介護の仕方が悪いのではないかと、自分を責めるようになっていく。感情を抑えられなくなっていく日常、一日中介護に時間を費やし自分の自由な時間が取れない日常などが描かれる<sup>36</sup>。なぜそこまで追い詰められたのか、「ある日突然はじまる介護で追い詰められていく人びと」が、地続きであることを、淡々と伝えている。

ナレーション冒頭の「今、介護に疲れた末に、家族に手をかける事件が、全国で相次いでいる」という表現は、加藤悦子による1998年から2003年の6年間の事事件数が198であるから[加藤

2005:43-44] 増加している印象を与え不適切である。1990年代からその防止を目指し、多くの研究がなされ、介護保険制度の改善など政策的な取り組みもなされているにも拘らず、未だ減少していない点を強調すべきだったろう。マスメディアは常に、現状悪化を訴え、かつては健全だったという幻想をミスリードさせるストーリーを構成しがちである。淡々と描写されるものの、先に紹介したケースでは、このプロットであると、あたかも妻が「一緒に死んで」と言って心中を依頼したかのようにも受け取れる。オーディエンスにはその辺りの事情が不明で、なぜ一人で死のうとしなかったのか?そうした疑念が増すばかりで落ち着かない。在宅介護の介護者は約7割が女性であるにも拘らず、介護殺人の加害者の約7割が男性だという実態 [羽根 2006:30、湯原 2016:13] や、介護疲れに対し男性介護者は自殺や放棄ではなく巻き添えを選択する傾向にある点 [長尾・川崎 2013] <sup>37</sup>、また心中のうち加害が未遂で終わるのが6割強である点 [山中 2004:39] <sup>38</sup>など、介護殺人/心中の問題点は多々指摘される。このケースにより相応しい筋は幾通りも描けたはずなのに、当事者の告白と映像に頼りすぎて、問題点が深められず<sup>39</sup>、センセーショナルリズムの域を逃れていない。当事者の告白という深淵な領域に迫るはずの素材を持ちながらも、叙情的で少々煮え切らない展開と結論だったことが惜しまれる。

介護殺人/心中事件に関し、朝日新聞に限定して1945年1月1日から2004年6月30日までの記事検索を行った羽根文は、1971年まで検索語にヒットする選択基準を満たす報道は見出せず、72年に初めて1件の記事が確認されたものの、1970年代から90年代半ばまでの各年の報道件数は5件以下にとどまり、90年代末から20件前後に急増することを析出した [羽根 2006:29-30]。武田京子がノンフィクションで『老女はなぜ家族に殺されるのか』を著したのは1994年、全国の地方紙も含めて1992年度に起きた家族による介護殺人事件の被害者は、女性が17件（加害者が夫の場合7件、息子の場合7件、娘の場合2件、嫁の場合1件）、男性が3件（加害者が妻の場合2件、息子の場

	㉑ 他殺(死因別人数)	㉒ 児童虐待による死亡件数(人数)	㉓ 心中による死亡児童件数(人数)	㉔ 高齢者虐待による死亡件数(人数)	㉕ 介護疲れによる殺人(人)	㉖ 介護疲れ傷
2002年	730					
2003年	705	24(25)	—			
2004年	655	48(50)	5(8)			
2005年	600	51(56)	19(30)			
2006年	580	52(61)	48(65)	31(32)		
2007年	516	73(78)	42(64)	27(27)	30	2
2008年	546	64(67)	43(61)	24(24)	48	5
2009年	479	47(49)	30(39)	31(32)	52	0
2010年	437	45(51)	37(47)	21(21)	57	1
2011年	415	56(58)	29(41)	21(21)	54	5
2012年	383	49(51)	29(39)	26(27)	40	3
2013年	342	36(36)	27(33)	21(21)	50	2
2014年	357			25(25)	42	0

表4 公式統計における他殺/児童虐待死/介護殺人等の数値一覧

典拠:

- ㉑ 欄は、厚生労働省「人口動態統計」 「死因簡単分類別により性別死亡者数・死亡率(総数)」における他殺の項
  - ㉒ 欄は、厚生労働省・児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会編「子ども虐待による死亡事例等の検証について」第1～11次報告「虐待による死亡」の項
  - ㉓ 欄は、同上「心中による死亡の児童」の項
  - ㉔ 欄は、厚生労働省「高齢者虐待防止法」に基づく「虐待等による死亡例」の項
  - ㉕ 欄は、警察庁「犯罪統計」(「平成19～26年の犯罪」)「罪種別 主たる被疑者の犯行の動機・原因別検挙件数」の「殺人」のうち「介護・看護疲れ」の項
  - ㉖ 欄は、同上「傷害致死」の「介護・看護疲れ」の項目
- \*㉑の数値には無理心中はほとんど含まれない。㉕の数値は高齢者に限らず、障害者や難病等も含まれる。



合が1件)で、その実態が書名に映出している[武田 1994]。前述したように親子心中は6~7割を母子心中が占めたのとは好対照の性別割合であり、介護心中も一種の親子心中ないしは家族内殺人であるなら、両者の関係性が気になってくる。筆者が従来研究対象として描いてきた親子心中は、比較的若い世代の親たちがまだ幼い子女を殺めた後に自殺する行為であり、現在も母子心中を対象に被害者を18歳以下の未成年に限定して研究が進められている。一方、介護心中は被害者が65歳あるいは60歳以上を対象に、同じく新聞記事からデータが収集される。前者は児童虐待や児童福祉研究の関連で、後者は高齢者福祉や高齢者虐待の文脈で、それぞれ関心の持ちようは両極化しており、夫婦心中や一家心中はその間隙で視野から漏れてくる。Googleアラートによって、偶然のことながら[参考資料1]のように、両者を常に合わせて閲覧する筆者の見限り、現在、両者を関連させて議論する論考は皆無である。かつデータもない。唯一、かつて親子心中の研究の中に、20歳以上の成人親子心中という範疇を用いた東京都監察医務院の検案データが存在するが[越永・高橋 1985]、1946年から84年までの間、親子心中のうちの8.6%という比率と、動機別で疾病・障害が64.9%を占めると示されるだけで、それ以上の論及はない。

図1や表2で見たように、1920年代や1970年代には年間300~400件発生していた親子心中は、現在、その時代に比べると大幅な減少傾向にあり、川崎二三彦らの研究によれば、2000年代に入ると、年間の発生件数は30台から50台で推移している[川崎・松本 2013]。「児童虐待の防止等に関する法律」(通称、児童虐待防止法)が2000年に施行されると、厚生労働省では2003年から社会保障審議会児童部門・児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会を設置し、児童虐待による死亡の検証数値を公表している。法律に基づき、毎年、全国の各市町村は児童虐待の対応状況等についての調査を行うが、調査には「虐待等による死亡例」という項目が設けられ、市町村がそれと認識した事例の数を集計したものである。ただし第1次第2次報告では親子心中を虐待の範疇に含める認識が弱かったためか、報告数が少ないが、表4の⑧欄に児童虐待による死亡件数と人数を、⑨欄に無理心中によって死亡した児童(虐待)死の件数と人数を記載した[厚生労働省・社会保障審議会児童部門・児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 2015]。同様に2006年より施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者の支援等に関する法律」(以下、高齢者虐待防止法)に基づき、同様の「虐待等による死亡例」が集計される。⑩欄にその数値を入れたが、加害者も死亡した無理心中事件はほとんど含んでいないようである[厚生労働省 2015、2016]<sup>40</sup>。これら法律の施行に伴い、警察庁は犯罪統計書に『平成19年の犯罪』から「罪種別 主たる被疑者の犯行の動機・原因別検挙件数」に、「介護・看護疲れ」という項目を新設した<sup>41</sup>。その数値の殺人を⑪欄に、傷害致死を⑫欄に記したが、被疑者死亡で犯罪構成要件に該当しない⑬欄よりも、⑭の数値が低い。⑮には障害者や慢性疾患・難病等の介護疲れも含まれるが、数値が低いのは、警察が遺書や供述から原因を介護疲れと認定できた場合だけであり、また「穏当な処理」を望む遺族の意向で事件化されなかったなどの暗数を相当数含んでいる。

## 6 「家族内殺人の増加」という言説—体感不安とメディア・リアリティ

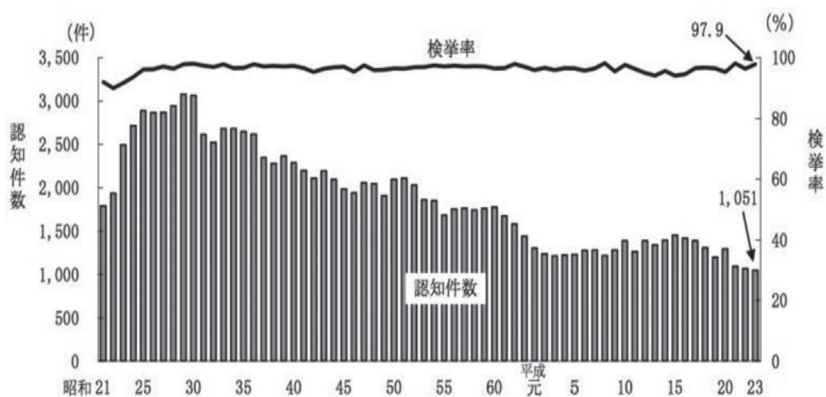
表4の①他殺(死因別)欄には、厚生労働省「人口動態統計」の「死因簡単分類別に見た死亡者数」における「他殺」を転記したが、例えば心不全を病名(原死因)にしないという死因究明を推進する社会の動向も踏まえると、この数値が全体を俯瞰する一つの指標となると思われる。1899(明治32)年死亡統計が始まって以来、継続されてきた基礎データであり、最も信頼できる数値である。この数値を上回るような親子心中や介護殺人/心中の被殺者はあり得ない。ただし、介護心中はガス中毒や薬毒物、飛び降りや入水の場合、道連れにされた者も、自殺扱いされた可能性を内包さ

せている。

児童虐待死に関しては、最近、日本小児科学会が2011年の小児死亡例について4地域でパイロット調査を行い、虐待可能性死を検証した結果を公にした。調査地の15歳未満の全小児死亡例のうち、虐待の可能性が中程度以上と判断される事例は全小児死亡の7.3%、可能性の高い「高虐待可能性死」と判断される事例は3.0%が該当するとした。「高虐待可能性死」の内訳は、乳幼児揺さぶられ症候群、過失性の高い監督ネグレクトによる窒息/溺水、被殴打児症候群、適切な治療を受けさせない医療ネグレクトと自宅分娩後死亡である。人口動態統計の小児死亡数の年間約5,000名弱に単純計算すれば、虐待死の可能性ありと積極的にAI (Autopsy Imaging:死亡時画像診断)と解剖をすべき件数は毎年350名程度あり、前述の表4の㊸+㊹のおよそ3.5倍を推計した。厚労省集計は毎年90名程度で推移するが、「高虐待可能性死」は毎年150名程度発生しているとし、4割程度埋もれている可能性も示唆した[溝口・滝沢ほか 2016:668]<sup>42</sup>。

高齢者への介護殺人/心中にも同等の、あるいはそれ以上の埋もれた暗数があることが予想させ、それを留意して議論を進めるが、両者の類似と相違は後論することとし、表4の各種数値は、家族環境・社会環境の変化に伴って2000年代に入って把握する必要性が生まれたこと（かつては親子心中を虐待の範疇で捉える研究者などはいなかったし、昨今の親子心中の形態は虐待の延長を想像させ得るメディア報道が増えている可能性も含めて）、および表4の数値の理解を深めるために、㊸と関連するオーディエンスのニュースの受容とリアリティに関して [Bird 2010:12]、しばしば語られる「家族内殺人の増加」という言説との関わりも少しばかり触れておこう。

日本で年間死亡者全体の1割強を占める「異状死」は、警察及び検察の検視官が第三者の手が加えられていないか、偽装がないか等の外表調査を行い、嘱託医などによる「死体検案書」作成のほか、疑念があり、詳細な死因究明が求められる場合は東京23区、大阪市、神戸市では監察医が、それ以外は大学の法医学教室で解剖を行うことになる。日本の異状死に対する解剖率は2015年現在12.4%である [捜査第一課 2016]<sup>43</sup>。埋もれた犯罪や事故死の存在の可能性は未だ高いものの（同じ国で経年変化の傾向を見る上では数字上許容の範囲内であると考えるが、暗数を含む社会背景の異なる国際比較は難しい）、次の法務省の法務総合研究所が行った殺人事件の傾向に関



注 1 警察庁の統計による。  
2 昭和30年以前は、14歳未満の少年による触法行為を含む。

図5 殺人認知件数・検挙率の推移 1946～2011年  
(典拠：法務総合研究所『無差別殺傷犯に関する研究』2013年)

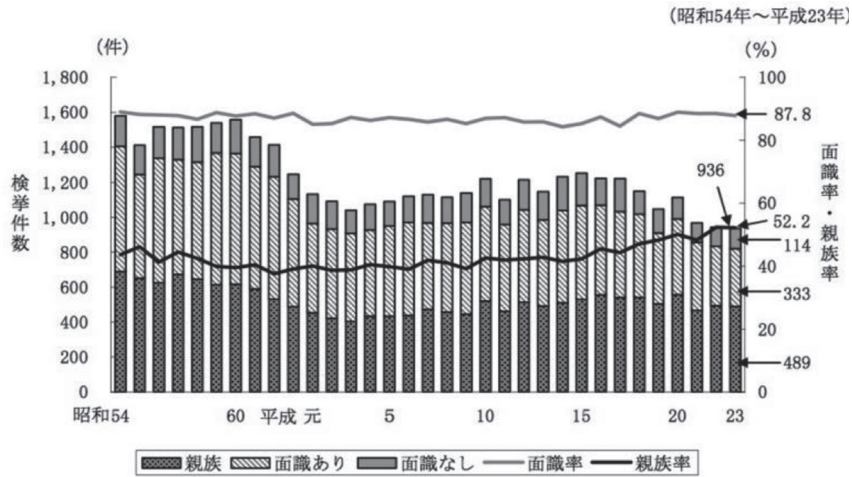


図6 殺人被疑者と被害者との関係別検挙件数・面識率・親族率の推移  
(典拠:法務総合研究所、前掲書)

する分析は参考になる。

図5は戦後の「殺人の認知件数検挙率の推移」であるが、殺人罪の認知件数であるので、殺人未遂も含み [法務総合研究所 2013:6]、表4の①とは違い、被害者が必ずしも死亡しているわけではない。また図6は「殺人の被疑者と被害者との関係別検挙件数・面識率・親族率の推移」である<sup>44</sup>。親族率とは殺人における親族(家族)の占める比率であるが、それが50%を超えたことから、メディアではしばしば「家族殺人が増加した」と表象する根拠として使われる<sup>45</sup>。しかし、図5で見たように戦後、1950年代後半をピークに殺人は大幅な減少傾向にあり、ピークの3分の1程度に激減している(厚労省人口動態統計からすれば、他殺で死ぬ人は1日1名以下になった)。殺人自体が激減しているから<sup>46</sup>、恒常的に発生する家族内殺人の割合が高くなったに過ぎない。

マスメディアでは子殺しが増えたとか、親殺し(尊属殺人)が増えたなど、あたかも家族が崩壊したかのような過剰報道をする。図7の「幼児殺・尊属殺人の認知件数の推移」でみるように、激減しさえすれども、増加している事実はない。それにも拘らず、過剰なメディア報道でオーディエンスは、昔に比べ、殺人など治安が悪化し、凶悪事件が増えてきたといったリアリティを持つ人が多い。「体感不安」と呼ばれるが、マスメディアを媒介としたリアリティは、例えば2009年の裁判員制度の導入による厳

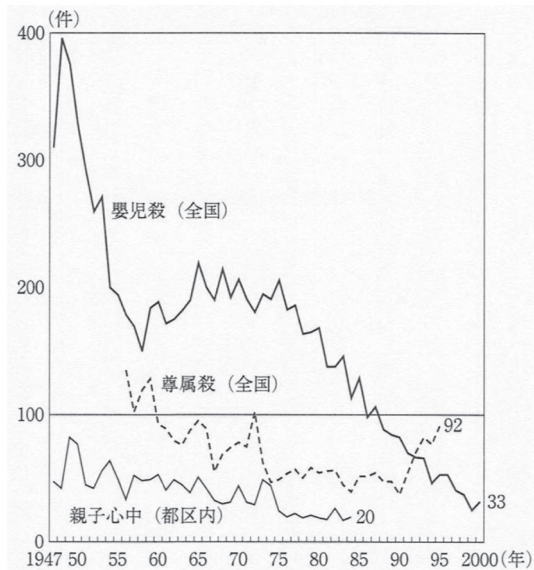


図7 幼児殺・尊属殺の認知件数の推移  
(典拠:湯沢雅彦『データで読む家族問題』日本放送出版協会、2003年)

罰化傾向(いわゆる量刑相場)など、現実をも動かしていく力を持っている[Bird 2010:7]。

次のデータも法務総合研究所の同書に掲載の「平成22年版犯罪白書特別調査」によるものであるが、表5の殺人の「主たる動機・被害者との関係別人数」では、親族間の殺人の動機で「介護・養育疲れ」が71名中19名となっている。心中企図の5名もその可能性が高いが、それ含めて親族間殺人のおよそ3分の1が「介護・養育疲れ」であること、「虐待・折檻」は2であり[法務総合研究所 2013:9]、先行研究のするような、親子心中や介護心中を「虐待」の延長で捉える見方に、一つの疑念を投げかける。「憤懣・激情」も日常は親しかったからこそ、カッとなって衝動的に犯行に及んだケースも多く<sup>47</sup>、先の児童虐待の「高虐待可能性」が、日常的な虐待・暴力の延長だけで把握されている点にも注意したい。もちろん日常的な虐待と連続した介護殺人/心中もあるが、先行研究の多くで指摘されるのは、むしろ逆で、献身的な介護を続け、日常は責任感の強い、家族への愛情深い者が多いとされる点である[羽根 2006:37、湯原 2011:45]。自己犠牲的な介護を続けた末に、疲労と絶望感で将来を悲観し、心中へと至る実態が浮き彫りにされ、愛情という名の下での支配という『『やさしい』暴力』による殺人なども評されている[加藤 2005:11-14]。

1998年1月から2002年12月までの5年間の介護殺人/心中記事を分析した山中美由紀は、動機には二つの傾向があり、加害者側の個人的都合や自己中心的理由によるものと、加害者の心情や事情に発生したものとに大別されるとする。後者は「介護に疲れた」「あとに残して自分だけが死ぬわけには行かない」「(被害者の)病気を苦にして」「楽にしてやろうと」「殺して欲しいと頼まれて」「介護をいつまで続けられるか」といった加害者の家族への思いや不安感を契機とするタイプで、これに対し、自己中心的な前者は、134件のうち7件のみだったとする[山中 2004:39]。少なくとも報道レベルではそうである。

日常の暴力やネグレクトからなる一般の「虐待」と、親子心中や介護心中とは、事象レベルにおいても、性格や質を異にする現象だろうというのが、筆者の見解である。そこには日常的な虐待の延長として殺害プラス自殺を想定するには困難なものがある。曖昧な日常語である親子心中や介護心中の、定義を厳密化させるため、対象を前者は被害者を18歳以前に、後者は65歳以上に限定するのが通例化している。科学としては一つの方法だが、両者を分離せずに合わせ眺めることで、見えてくるものもある。

区 分	総数	主たる被害者との関係			
		親族	面識あり	面識なし	不詳
主たる動機	憤まん・激情	23	61	14	2
	報復・怨恨	8	19	-	-
	痴情・異性関係トラブル	5	17	-	-
	利欲目的	1	5	2	-
	暴力団の勢力争い等	-	18	4	2
	検挙逃れ・口封じ	-	2	4	-
	介護・養育疲れ	19	19	-	-
	心中企図	5	5	-	-
	虐待・折かん	3	2	1	-
	被害者の暴力等に対抗	11	3	8	-
	その他	13	5	6	2
	総 数	238	71	137	26

注 1 法務総合研究所の調査による。

表5 主たる動機・被害者との関係別人員  
(典拠:法務総合研究所、前掲書)



## 7 年少型から老年型へ—親子心中の高齢化と平準化

図8は筆者が厚生労働省の人口動態統計から、直近の2010~14年の5年間の死因別の「他殺」を年齢層別にグラフ化したものである。前出の①を安定的な傾向を見出すため、5年間加算した数値である。親子心中は被害者が0歳から4歳の乳幼児に多いため、この乳幼児層は年齢毎に再掲した。人口動態統計の「他殺」は、必ずしも加害者は親族とは限らないが、その親族率は50%前後で推移していることや、ほかに傾向を見る公的数値がないことから、このデータを用いるが、今日の「他殺」の被害者が60~64歳にピークがあり、高齢者層に被害者が多いことが特徴である。

これに10年前の2000~04年、20年前の1990~94年、30年前の1980~84年の年齢層を重ねたのが、図9であり、見やすい1990年代と2010年代のみを比較したのが図10である。年少型の親子心中が減少する一方で、介護心中=老年型の親子心中へと移行してきた状況を映出していると見てよいだろう。年少型の親子心中を児童虐待の範疇で同一視する論文の傾向にも合点がいかないが、先に「参考資料1」で紹介した3つの「心中」を振り返っておけば、一つは同居する50代の妹と母を刺したもので、衝動的な「憤懣・激情」型といえる。問題は海中に車ごと飛び込んだ父子の事例の方で、男児の暮らす元配偶者の母へ送り届ける途中の犯行である。凶器を使ったわけでもなく、「穏やかな死に方」ではあるが、そこには元妻に対する報復や、実子を渡したくないという心情が発露している。夫婦が離婚した故の、親権や子との離別をめぐるトラブルが生じる報道も目立ってきた。最も衝撃だったのは、2013年12月の年末に「小学校で息子に火、重体/別居の父、自殺図り? 死亡」という大見出しが躍った記事である。離婚調停中の49歳父が別居している次男9歳を巻き添えに焼身自殺を図った事件である。前述したように、筆者は1990年前後の論文では、台湾や韓国にこうした激昂型の複合自殺(同伴自殺)が発生すると、文化差で説明したと述べた。しかし、現在ではそうとは言えない現実が<sup>48</sup>、文化差の「平準化」していく状況も浮上してくる。

この事件は事件の起きた当日はメディアに大きく報じられたが、年末・正月を跨いだせいか、ニュースやワイドショーでは続報も特集が組まれることもさほどなかった。取り上げられなかったのは、筆者は時期よりも、メディアがこの事件に対し、語りのマスター(型)を持っていなかった[レーマン 2010:42-44]、イベントが物語(ストーリー)に変換できなかった[Bird 2010:4]<sup>49</sup>、

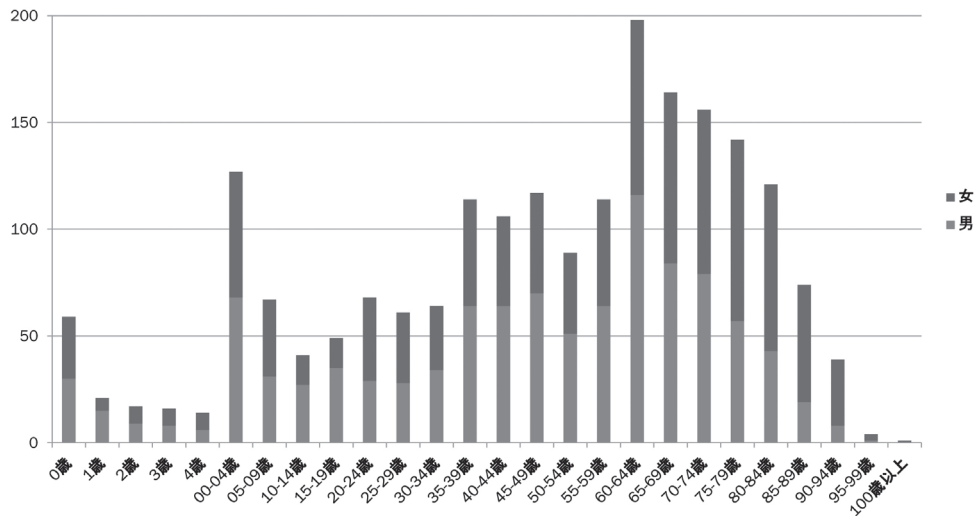


図8 他殺による死亡者数(2010~2014年)

(典拠:厚生労働省「人口動態統計」より作成)

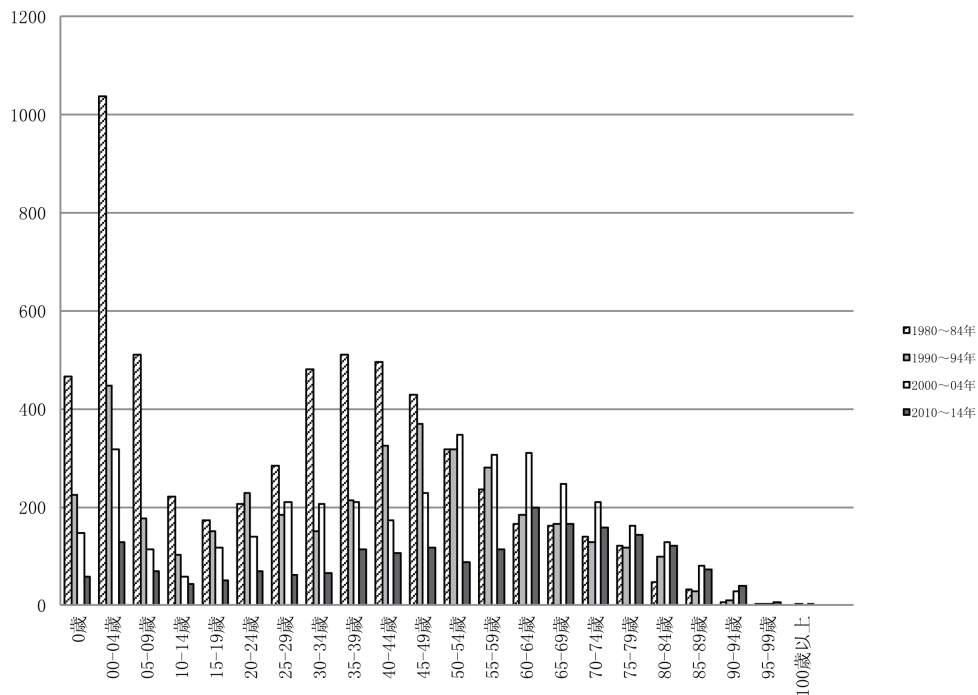


図9 他殺による年齢層別死者数の推移(1980年代/90年代/2000年代/10年代)  
(典拠:厚生労働省『人口動態統計』より作成)

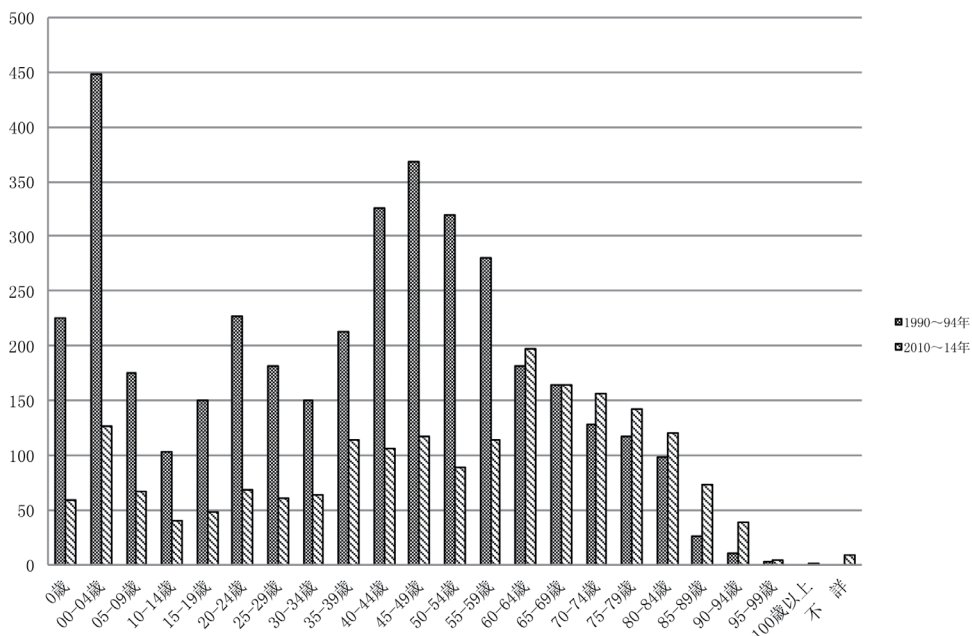


図10 親子心中は年少型から老年型へ(1990年代/2010年代)  
(典拠:厚生労働省『人口動態統計』より筆者作成)

あるいは(この父親に)個人的な原因を求めたからだと解釈している。しかしながら、夫婦の離婚が増える一方で、制度的な改革が一向に進まない日本では、親子離別のルールが確立しておらず、今後、こうしたタイプの父子無理心中が、一つの文化パターンとして形成されていく可能性も高いと考えている<sup>50</sup>。

年少型の親子心中には、こうした質的变化が認められるものの、老年型の親子心中に、いわば攻撃型と呼ぶべきものが、果たして文化パターンとして存在するのか否か、また報じられることはあるのか?後者から先に述べれば、あったとしても、前述の山中の分析にあるように、報じられることは極く少ない。物語化する「語り口」を持っていないからである。これまでの介護殺人/心中に関する報道は、個人の生命や生きる権利を問うよりも、介護の労苦に同情や共感を注ぐ傾向が極めて強い。先のNHKスペシャルで2人目に詳報されたケースは、認知症の悪化した母を殺めてしまった当事者の声を、刑務所まで出向いて撮影し、その証言で構成される。「一番辛くて可哀想なのは母であり、母を楽にしてやれるのは自分しかないと思った」と語る当事者に、最後に「では、どうしてあなたが介護を担ったのか?」と根源を問いかけ、「家族だからです」という言葉を引き出している。伝えるメッセージは、どれもこれも従来の「家」族観に基づき、その家族神話をそのままを補強するものとなっている。E・パード流に言えば「元型論的なテーマに訴える罫」に嵌ってしまっている[Bird 2010:7]。

報道がこれだけ偏っていると、現実としても、あるのか否か、その存在も疑ってみる必要もあろう。先の表5からも親族以外の面識のある者への殺害行為、すなわち近隣や職場関係者・知人に対する殺人が、日常の怨みや憎さが積み重なって犯行に及ぶことは、傾向として存在することが窺える。また「高虐待死亡児童」には日常的な暴力がエスカレートして、ついには殴り殺した被殴打児童候群が含まれる。しかし、介護殺人や⑥の傷害致死は留保して、介護心中にそうした日常を想定することは考えにくい。懸命な介護を尽くしに尽くし、それでも回復の見込めない虚無感と、不眠に陥り、重い介護の苛立ちからからくる暴力があったとしても、一律にそれを虐待の範疇で捉えてしまってもよいものなのか?「いかなる理由によっても第三者によって生命を絶つ行為は虐待以外の何ものではない」[根本 2007]<sup>51</sup>という「究極の虐待」[萩原 2009:131]を先行研究が説く規定は、論理的にはそうであるものの、割り切れないものが残される。

事件を起こした当事者に(加えて被害者に)、鬱病が多いとする議論も[根元 2007:43、湯原 2011:48]、0歳の嬰兒殺が多いことで「産後うつ」が多いとするような、その鬱と同一の質であるのか。行為のレベルにおいて問題解決能力や判断力の低下からくる現象が発生しているなら、症状としては鬱であろう。が、しかし、診断書に記載がある以外、それを鬱病と断定したり、それを万能的説明の道具に鬱を利用するのは危険だろう[北中 2014]<sup>52</sup>。少なくとも、原因とそれに至る機序は異なっている。

新聞記事からあるいは判例情報から、いくら計量化しても、見えてくるのは、語りのマスターを通したものにすぎない。データベース化が進み、量的研究は激的に増加したが、データの収集が楽になったとは言え、資料の信頼性や客観性が確保されたわけではない。決して「事実」そのものではない。メディア報道は幾重もの加工と選択の施されたナラティブ・データであって、第一には記者の主観的な語りである。オーディエンスとコミュニケーションするため、間主観的に語りのマスターが参照されるが、介護殺人/心中という「事実」を捉えようとすればするほど、文化的背景や社会条件への目配りが、本来は必要となってくるはずである。それらを考慮せず、「事実」として捉えようとする論文が多い現状が気になるが<sup>53</sup>、新聞報道の分析で確実にわかってくる一つは、社会史的な要素連関の構造と、連関性の変化のプロセスという、大きな日常史的な転換、変動の

歴史に関してだろう。

朝日・読売・毎日新聞の朝夕刊の全国版および地方版がオンライン検索できる最新の「新聞・雑誌記事横断検索/G-SEARCH」で、1998年から2007年までの親子自他殺458件を抽出した阿部千春は、得られた資料の一般化と信頼性を検討するため、前述の〔越永・高橋 1985〕らの東京都監察医務院の死体検案書に基づく39年間のデータと新聞報道との一致率を検証した。得られた一致率は71%であり、これを低いとみるか高いとみるか、立場によって異なろうが、阿部は現在における発生要因の時代特性を、戦前期や戦後昭和期との比較の中から把握しようとする〔阿部 2010:112〕。妥当である。

## 8 櫻田が問おうとしたもの—〈日常〉の構造=要因連鎖+発生機序

神経痛や心不全は症状である。心不全の症状は、呼吸苦や喘鳴・浮腫・冷感などの現象が複数起こった状態(症候名)を指す。この病態(状態)は、心疾患が「原因」で心筋収縮機能が低下するため、身体に必要な酸素(血液量)の供給が行き渡らず、肺鬱血や末梢の細胞や臓器に浮腫を生じるプロセスの「原因」と「機序」を指す。原因(死因)には心筋梗塞や弁膜症などさまざまあるが、原因と機序が解ければ、死因分類は十分で、心疾患に至った原疾患までは問われない。例えば心筋梗塞は、それに至った高血圧とか高脂質症、不整脈などさまざまな原要因があるが、それも元を質せば、運動不足や体重超過、喫煙、塩分の高摂取等、生活習慣病の多様な因子が複雑に絡まっている。こうした重層性を「病的現象の連鎖」というが、全てに因果と機序がある。因果関係の順序が正しく記載されると、死因分類では原死因とされるが、例えば肝硬変も、アルコール性肝硬変とC型肝炎では病因は大違いである<sup>54</sup>。

櫻田が問題としたのは、我々が目にするのはわかりやすい現象だけで、潜在民俗という見えにくい機序を暗示する現象も見出すことで、より重層的で複雑な因果の連鎖と機序を究める必要性を説いた。ホーリスティックな観点から、事象連鎖の中で一つの要素の変化が他の因果にどう及ぶのか、〈日常〉レベルで、それらを導き出すのが民俗学の使命だと問いたかったのだろう。柳田國男は生活外形/生活解説/生活意識という三部分類を示し、生活意識を明らかにすることを民俗学の目的としたが〔柳田 1990:253-254〕、「生活意識」を有賀喜左衛門が、例えば「外見ではちがって見える捨子、年季奉公、身売、まびくこと、里子などという事柄が、その当事者の生活意識を辿って行けば非常に連関したことであった」〔有賀 1969:347〕と論じた。日常の暴力が虐待死にエスカレートするといったようなレベルの日常ではなく、〈日常〉の構造の解明こそが民俗学には問われている<sup>55</sup>。

日常的な虐待の常態化⇒その延長での殺害⇒後悔あるいは処罰されるのを嫌悪した故の自殺という機序ではなく、献身的介護という日常⇒心中の念慮や覚悟あるいは諸前提(すなわち歴史的文化的背景を含めた〈日常〉構造)⇒殺害/心中というのでは、〈日常〉のあり方と発生機序が異なっている。さらに、問題は、介護問題の解消を、他人や施設介護になぜ委ねられないのか?介護の放棄や被介護者の放置、遺棄ではなく、「死」の選択で解決/結末を図ろうとする、人びとの心持ちにある。介護を家族が抱え込んでしまう文化的な要因がまずそこにあり、これらを解明できるのは、〈日常〉をより厚くホーリスティックに観察・記述することのできる、民俗学のエスノグラフィックな方法なのだと言張できる。

「介護の社会化」が目指され、介護に関わる家族負担を軽減することを謳ったはずの介護保険法であったが、2000年に導入されたその実態は、近年、社会保障費が膨らむ中で、病院や特養老人ホーム等の介護施設から「在宅」へという政策誘導が行われ、介護の家族囲い込みを促す方向へと



逆行、後退した。介護保険制度や民間の介護付有料老人ホームを選択できるのは一部の恵まれた者で、多くは仕事を犠牲にし、介護に専念しないと、昼夜を問わない介護を行い得ない。介護離職しかない選択肢のない、政治的経済的な要因と経路の裏にも、それらを許容する文化的要因が潜んでいる。加えて、例えば家族構造のレベルにおいて、子どもは忙しいと、ほかに家族がいても独りで介護を抱え込み、孤立感を深めていくのも、文化的な心理要因が潜在、作用している。さらには、介護を独りで囲い込んで来たが故に、それを続けるか断念するかの判断もまた一任されているかのような、全体的な「雰囲気」や「気分」が、〈日常〉構造としてそこには漂っている[梶谷 2015、2002、2001]。ヘルマン・シュミッツらの「新しい現象学」からアルブレヒト・レーマンが「雰囲気」や「気分」を問い直し[Lehmann 2007]、それらを描写するのも民俗学的方法を活かすことで初めて可能となる。一人だけ自殺するのでは、介護や養護の責任を放棄したことを意味する。また貫徹できなかったという未練も残し、死を以て生を完結するといった文化的意味も凝縮している。

東京都監察医務院の上野正彦らが1981年に発表したデータは、予想外の傾向性を発見して話題となった[上野・庄司・浅川 1981]。1976年から3年間の司法解剖から、三世代同居の高齢者の自殺率が独居老人すなわち一人暮らしの高齢者の自殺率より、1.6倍も高いという事実である。この傾向性は、その後、大都市だけでなく、農山村部での研究でも追認されていったが、例えば新潟県東頸城郡の1986年発表の実態調査では、高齢者の自殺者135人の中に独居老人は一人もおらず、二・三世代家族で配偶者のいない者多かった[森田・須賀・内藤ほか 1986]。これらの研究蓄積から、現在の日本では「病気や高齢が進み」⇒「仕事ができなくなり」⇒「家族に迷惑をかけてしまう」⇒「役に立たない」といった機序で自殺を選択する経路が浮かび上がる。

迷惑という観念が引き摺ってきたものが、至るところに見え隠れする<sup>56</sup>。他人や世間への迷惑という社会規範が、より深化し、今や子どもや家族にまで適用されていく。高齢者に気兼ねのない一人暮らしを選択させ、その自殺率を大幅に低減させる一方で、老老介護の世代では介護者側も迷惑という観念が内面化するため、介護殺人心中を起こしてしまう要因連鎖のねじれを生み出している。ただ、親子心中の年少型の減少傾向は、たぶん迷惑という観念が終焉する前触れを示すのだろう。だとすれば、迷惑という社会規範の生物学、すなわち発生、成長、成熟、衰退、消滅というプロセスをそれは物語っている。

## おわりに—グローバル化あるいは超高齢社会の中の民俗学へ

周知の通り、総人口に対して65歳以上の高齢者人口が占める割合を高齢化率と称し、WHO（世界保健機構）の定義では、高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」と呼ぶ。日本が「高齢化社会」となったのは1970年、24年後の1994年に「高齢社会」、2007年には「超高齢社会」に突入し、2005年以来、高齢化率は世界一となり、2015年10月1日現在、26.7%となっている[内閣府 2016:2]。高齢化の最大の問題点はその速度とされ、「高齢化社会」から「高齢社会」へとステージが進むのに、フランスは114年、ドイツが42年かかったのに対し、日本は24年というスピードで進んだため、社会的・制度的な対応が追いつかないことにある。

図11は、日中韓の将来予測も見込んだ高齢化率の推移である[鈴置 2012]。韓国では2008年の早い段階で「老人長期療養保険制度」を施行したが、日本と最も異なるのは、自己負担割合は高い

ものの、家族に対する現金給付制を導入した点である。療養介護士という資格を取得し、家族を介護すると現金給付が受けられるが、施設の設定の容易にできない地域で、これを導入することで、介護人材が確保されるとともに、財源支出の抑制もできたという[金 2016]。うまいやり方だとつくづく感心する。日本では高齢化の進行とともに財政状況は悪化、介護の人材も不足し、介護の質がますます低下するという悪循環に陥っている。介護離職がいわば日常化し、介護のために働き盛りの者が仕事を辞めざるを得ないことが当たり前化している。仕事や趣味を

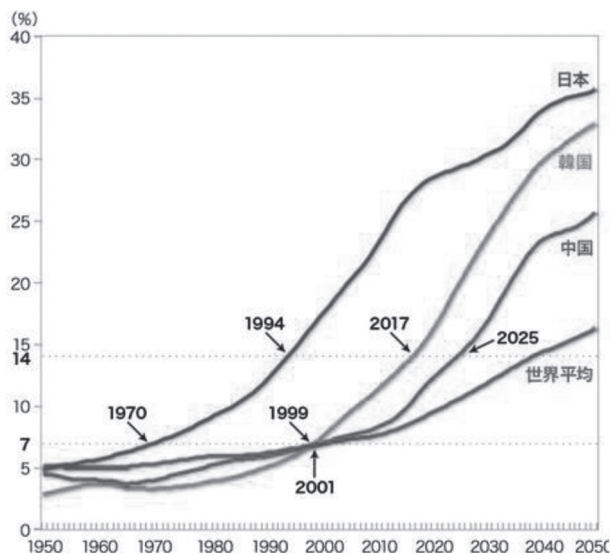


図11 日中韓の高齢化率の推移と将来予測  
(典拠: 鈴置高史「老いてゆくアジア」の大泉啓一郎氏に聞く 2012年)

失い、貯金も使い果たし、生き甲斐も喪失し、介護殺人心中に陥っていく悲劇を導いた。現実の家族はアトム化する一方で、数年以内に確実に実施される改憲の、自民党草案は第24条で「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない」と、家族規範はますます強化されていく「気配」を漂わせている。

韓国の高齢者自殺率の上昇も問題であるが、親殺しは天倫に悖る行為とされ、父親が妻子を複数道連れしても、親をも巻き添えにする報道は、前述したように2003年になって初めて現われた。儒教的伝統の中で、親殺しは天倫に悖る重罪とされてきた。とはいっても実際には発生していた尊属殺人は、個人的な特殊ケースとして語るだけで済んでいた[エ・旻 2003]。日本では介護心中未遂で生き残った被告には、懲役3年執行猶予5年という情状酌量される判決パターンが圧倒的に多いとされる[池田 2006: 161]。韓国で2005年に起きた介護殺人事件の記事の見出しは、「大小便を自分で始末することができない親母殺害、悖倫児に対し、無期懲役を宣告」[Nocutnews 2005]であった。日本では1995年に廃された尊属殺人罪が、依然、存続されているため、少なかったはずの介護殺人心中が、どうやら韓国でも増加の予兆を見せている。2014年にアイドルグループのメンバーの父親57歳が、認知症を発症した84歳と79歳の祖父母の介護に悩み、介護施設の入所を決定したものの、入所に抵抗感が強く、同伴自殺に至った事件がセンセーショナルに扱われた。朝鮮日報によれば、施設入居を「親不孝」と考える人が少ない「社会風土」が指摘されるが、同種の事件は年間10件以上発生しているとする[朝鮮日報 2014]<sup>57</sup>。日本では「親不孝」という意味づけはとうに想定しにくく、原因と発生の機序に、多少の違いはあるものの「平準化」している。

先述した台湾の文化精神科学者の林は「各文化で強調される精神徴候傾向は、現代化に伴って減少していくのではないか」という疑問を抱き、年齢層に分けて徴候傾向が稀薄化することを予測したが、結果は逆で、台湾人患者は「若い年齢層にかえって敵意徴候が年長者層より強く、日本人患者でも若い層が年長者層より神経質徴候が強かった」と分析し、「文化の影響を強く受けて構成される精神徴候はおそらく現代化によって急速に変化するものではないだろう」と推定する

[林 1982:333]。この論考を改稿、所収して刊行された著作には、「親子心中が文化的背景を持つ現象」で、もし「激減したとすれば、その変化とは何であろうか、説明が必要である」と記している[林 2004:167-8]。

一方、筆者は数年前、日本のある若手研究者の書いた著作の1章を読み、愕然となった。博士論文をまとめ直した著作は、タイトルこそ『現代日本の葬送儀礼』という穏やかなものの、その補説で、かつて老人が子どもに伝承してきた側面の強かったとされる「他界」に関する観念が、マンガやアニメ、映画やゲームソフトの言説分析から、縦横無尽に描写される[内藤 2013:321]。以降、最近の留学生、特に中国人や韓国人留学生は、日本のアニメやゲームは幼いときから日常的に深く慣れ親しんでおり、同じ日本人ながらも、今の若い日本の大学生たちの他界観をはじめ、行動パターンや思考様式、世界観などは、筆者の方が文化の距離が遥かに遠いのではないかと感じるが増えてきた。しかしながら、考えてみれば、筆者も祖父母や親から、ヴォーゲルの叙述した「オバケー」と脅されたことはあっても、「あの世観」を聞いた覚えなどない。メディアを介して、あるいは国語の教科書に載っていた芥川龍之介の短編小説「蜘蛛の糸」など広い意味でのマスメディアを媒介に、断片的なプリコラージュとしてあるにすぎない。

『脳コイル』のような脳空間を「他界」とする世界観が、いずれ文化の壁を超えて広がっていくかもしれないが、その激変の可能性は否定しないものの、未だ筆者の考え方は基本的には林の理解と同じである。ニューメディアが登場し[ダナ 2014]<sup>58</sup>、グローバリゼーションが進んでも、テレビが絶大に機能してもたらされたナショナル・アイデンティティの構築によって、社会統合のなされている現在<sup>59</sup>、ナショナルな文化はそう急激には変化できず、「平準化」しつつも、迷惑でみたような長期波動の、要素連鎖の連関を少しずつ変えながら変化するのだろうという予測を立てている。残念ながら、寿命は限られており、その行く末までは見届けられないが、日中韓の普通の人びとの暮らしがいかにグローバル化に対しurbanizaion (俗都市化)していくか[ムニョス 2013]、果たして中国の人びとは身の回りで急激に進む高齢化に、どう対応し、どのような日常実践を繰り広げていくのか?民俗学者のやるべきことは至って多い。

#### 【参考資料 1】 Googleアラート「心中」(2016年6月25日付・配信)

- ①立川で無理心中か…次女死亡、長女は重体 2016年06月24日 23時44分  
読売新聞 24日午後3時半頃、東京都立川市錦町のマンションで、住人から非常通報を受けて駆けつけた警備会社員が2階の一室の玄関に血痕があるのを発見し、110番
- ②母と妹刺し、姉が無理心中図ったか 妹死亡 東京・立川  
朝日新聞 24日午後3時35分ごろ、東京都立川市錦町6丁目のマンション一室で、「玄関に血痕がある」と警備会社の男性から110番通報があった。室内で50代の姉妹2人…
- ③無理心中か…海中の車から“父子”2遺体  
日テレNEWS24 大阪府堺市で、海に沈んだ車の中から2人の遺体が見つかった。今月から行方がわからなくなっていた父親と息子とみられている。現場は、堺市堺区築港南町…  
海中の車に2遺体=不明父子無理心中か-堺・時事通信
- ④50代の女、無理心中図る？  
ロイター 警視庁立川署は姉が無理心中を図ったとみている。立川署によると、姉は首と腹を自分で刺し、重傷とみられる。「2人を包丁で刺して殺そうとした。自分も死のうと…」  
【報ステ】立川で女性3人刺される、無理心中か・テレビ朝日  
無理心中図ったか 東京のマンションで母娘3人死傷・テレビ朝日  
50代の女、無理心中図る？ 東京・妹刺され死亡、母も負傷・BIGLOBEニュース
- ⑤47NEWS > 共同ニュース > 50代の女、無理心中図る？ 東京・妹刺され死亡、母も負傷  
47NEWS 24日午後3時10分ごろ、東京都立川市錦町のマンションの一室で、同居する50代の姉妹と80

- 代の母親の3人が刺し傷を負い、血を流しているのを通報で ...
- ⑥【衝撃事件の核心】「死んじゃうよ」「ごめんね」娘は両親の服をつかみ冷たい川の深みに進んだ 利根川心中 ...
- 産経ニュース 母は認知症、一家を養ってきた父も病気に倒れ、生活保護を申請しながら一家心中の道を選んだ 3人家族。「死んじゃうよ」「ごめんね」-。生き残った娘は、法廷で ...

## 注

- 1 北海道警は行方不明の経緯に事件性はなく、父親らの刑事責任も問わない方針であるが、「心理的虐待」の疑いがあるとし、道警から通告を受けた函館児童相談所が、両親らから話を聴くことにしたという[朝日新聞 2016a]。
- 2 [朝日新聞 2016b]のほか、育児関連のブログには[ひびわれたまご2016]をはじめ、多数の記事がある。
- 3 「出来事」はまた、中国語や韓国語の「事情」とはニュアンスを異にする。中国語にすれば、「身辺の事情」あたりが訳として最も近いだろうが、日本語では「事物」に対し、「物事」という表現もある。『明鏡国語辞典』の用例解説によれば、「事物」はモノに、「物事」はコトに重点を置いて使い、また「事柄」は「物事」より抽象度が高いとある。このように日本では「出来事」「事柄」「物事」いったように、コトの仔細や詳細な内容や様子に拘わることが、姿勢や態度としても尊重される。「物事をよくわきまえている」ことが評価され、「物事に頓着しない」ことは、成り行き任せだと、マイナスにも看做される。鷹揚であると、「大陸的だ」とも評される。「些事に拘わる」という低評価を与える表現も日本にはあるが、伊藤亜人が達見したように、大局的な原理を論じることを好み、論理体系性を重視する儒教の体系という世界観を身につけた、中国や韓国の言語世界の志向性とは明らかに違っている [伊藤 2012: 234]。モノのみならず、コトも具象化して捉える傾向があるとでもいえようか。したがって〈日常〉をいくら厳密に定義しても、その捉え方に日中韓でそれぞれ微妙な相違が生まれよう。韓国のサルリムサリ研究をはじめ、それぞれの特性を活かした協業が求められる所以でもある。
- 4 自殺実態解釈プロジェクトチームは、1000人の実態調査から、自殺の背景に68の危機要因が潜んでおり、一人が抱えていた危機要因数は平均4つあるとし、複合的に自殺に追い込まれる機序を明確にした。自死を選択する人の72%が専門機関の相談窓口を訪れるが、一つが解決しても他の要因で自殺に追い込まれるため、どこか一つの窓口に通りに着いた際、各窓口が連絡を取り合う支援策の連携が図られた。警察庁が自殺統計を取り始めた1978年以降、概ね年間2万人台前半で推移していた自殺者は、1998年に前年比3割増の3万2863人を数えた。「98年ショック」と称され、以降、2011年まで14年連続で、年間3万人を超えて社会的な大問題となったが、2012年に15年ぶりに3万人を割り、その後は減少傾向にある。自殺対策基本法が2006年に施行され、メンタルヘルスだけでなく、多重債務や失業など、社会的歪みを、ライフリンクを中心にした綿密な調査による、個別具体的なデータの集積から「自殺の危機経路」が追跡され、発生機序にも地域単位にいくつかのパターンがあることが明晰化した。その成果、2016年には自殺対策基本法が改正され、市町村単位で「自殺対策行動計画」を策定することとなった。
- 5 マルチチュード (Multitude) とは、グローバル権力に対抗するグローバル民主主義の主体を呼ぶ。
- 6 スウェーデンのメディア学の専門家ダーグレンは、新しいメディアが政治を変化させている状態の中で、民主主義が基本的な理想から遠く離れていると説く。民主主義は日常生活の形式や共通の価値観の中で出現するとし、人びとがそれを経験できるような一般的な文化を必要とするが、現実世界ではメディアに政治の世界が介入しているとする。
- 7 天童睦子はバジル・パーステインの教育言説理論に倣って、子育てや教育といった知識伝達、文化伝達の営みに関わる言説と原理を、そう名付け、言説の配分、伝達、獲得の過程全体を示す概念として「象徴的統制」を提起する。端的に言えば「育児にかかわることばの束」だとする[天童編 2016: 6]。
- 8 韓国にも同じ言い回しがあり、「橋の下」が「足の下」に掛かって「落ち」となっている。
- 9 英国では児童虐待防止法が制定され、親子の間にも法的介入が可能となったのは1889年で、子どもを一人残すことが違法視されるのは、1933年の児童少年法以降のことである[伏見 2016]。
- 10 江 紹 原 がドイツのVolkskundeが民俗学でないことを示すために、「民学」を主唱したように(原典は『現代英国謡俗と謡俗学』[中華書局、1932年]、所収の附録7「Folklore, Volkskundeと『民学』に関する試論」であるが、[子安 2005: 30]を参照)。筆者も民俗学の対象はfolkloreではなく民を課題化していると考えられる。英語のfolkloreは研究対象だけでなくディシプリンも指示するが、Volkskundeは対象を指示せず、学問自体しか意味していない。



- 11 その後、この手法は「受容の民族誌 (ethnography of reception)」とも呼ばれている。
- 12 再引用したスピトゥルニクの元の議論は、Spitulnik, Debra, 1993, "Anthropology of Mas Media", *Annual Review of Anthropology*, 22, p.293.
- 13 映像人類学に関しては、日本でも[村尾・箭内・久保編 2014]をはじめ、多数の研究蓄積がある。
- 14 リラ・アブ=ルゴッドによる、エジプトのテレビ放送のメロドラマシリーズを対象としたメディア文化の生産と流通に関する研究[Abu Lughod 1998, 2006]などがある。
- 15 ほかに白川千尋「日本のテレビ番組におけるメラネシア表象」と飯田卓「異文化のパッケージ化：テレビ番組と民族誌の比較をととして」が掲載される。『民博通信』No.102 (国立民族学博物館、2003年9月)でも「マスメディア社会に向き合う人類学」を特集に組むが、いずれも短報で、同博物館の共同研究(「多重メディア環境と民族誌」2002～03年度)としての成果報告書は、[飯田・原編 2005]にまとめられている。テレビ論も含まれるが、例えば増田研「ある成人儀礼のドラマ化：『現地の案内人』から『表象の橋渡し』へ」や南真木人「海外情報型クイズ番組と人類学：『世界ウルルン滞在記』を事例として」など、異文化表象の議論に留まっている。また[杉本編 2012]も、同博物館の共同研究「地域SNを活用した新しい地域コミュニティの構築に関する研究」(2007～10年度)に基づく研究報告書である。
- 16 ほかに[飯田 2007]のような研究もあるが、レビュー論文としては[糸林 2006]がある。民俗学でもマスメディアを論じた論考は、日本では前述の拙稿のほかは、[法橋 2000]がたぶん唯一だろう。その法橋によれば、ドイツ語圏では1930年代から、伝説と共通するモチーフをもつ新聞記事に対して、「新聞伝説 Zeitungssage」という用語が用いられ、研究を蓄積してきたという。その後のマスメディア研究に関しては、本号の李相賢論文を参照のこと。またドイツ語論文[ベヒドルフ 2015]については、及川祥平らが日本語に翻訳している。
- 17 エリザベス・バードには近著として、Bird, S.E. and F. Ottanelli, eds., 2015, *The Performance of Memory as Transitional Justice*, Cambridge UK/Mortsel Belgium: Intersentia.がある。
- 18 橋元良明によれば、テレビや新聞が持つ「総覧性」とは「興味のある記事を読むついでに政治や国際面の見出しにも目がいく」ことで、ケアリーの述べたようなニュースの勢力地図を、一瞥できる機能のことを指す。インターネットは「ほとんどは自分の関心に応じたタコツボ的探索」になるので、ニュースの「総覧」的機能や社会的出来事を最初に知る媒体としては、今もテレビがその役割を担っているとす [橋元 2011: 154:60-01]。
- 19 この部分のダヤーンとカッツの典拠は、Dayan, D., & Katz, E. 1995. "Télévision d'intervention et spectacle politique [Televisual intervention and political spectacle]." *Hermes*, 17-18, p.166.
- 20 ほかにケアリーの儀礼論の影響を受けたものには、著名なところでは [Silverstone 1994] [シルバーストーン 2003]などがある。
- 21 この表のうち、「一家」は一家全員あるいは父母と子、「その他」は祖父母と孫、兄弟姉妹等を指すとあるが、夫婦心中の数は示されていない。
- 22 代表的な著作として、[高橋 1987]を挙げておくが、現在でも例えば[田口 2007]をはじめ、産褥期うつ病などとの関連から、乳幼児期の母子に限定するような研究が多い。
- 23 親子心中という現象は、かつて精神医学の立場から小田晋が指摘したように、欧米でも鬱病の場合、家族や最愛の者を道連れにする「拡大自殺」があるだけでなく、同情から家族の最も抵抗しない者を殺す「慈悲殺人」や、死後家族が苦しみと貧困の中に残されないよう配偶者等を殺す「死恐怖症殺人」も発生する [小田 1973: 122-123]。そのような行為レベルでの汎世界性は認めつつも、筆者の立場はモーリス・パンゲが説くように、欧米の場合、それが「突発的な精神抑鬱の兆候とされ、野蛮な行為の範疇に入れられてしまう」のに対し、日本の〈伝統〉は「そこに自分自身の姿」を見て「親子心中にある合理性を与えてきた」点であり [パンゲ 1986: 6]、一定の文化的パターンが形成された文化論、社会レベルの現象として、これを扱う。
- 24 親子心中数は [小峰 1937]、養育棄児数は『日本帝国統計年鑑』1～53回より作成。親子心中数は既遂・未遂を合わせたものであり、[飯塚 1982]の1975～80年の数値が既遂のみであるに、注意されたい。
- 25 養育棄児とは、従前からの捨子の町村預かりや里親預りの慣行を継承した明治新政府が、1871 (明治4)年から13歳未満の養育棄児に対し、年間7斗の米を支給し、建前上、国家による扶養とした制度をいう。親子心中の顕発化を受けて1929 (昭和4)年に公布された救護法が、1932年に施行するまで、捨子を養育する施設や家庭に米を支給した。表の数値は年間の捨子数ではなく、米の支給される13歳未満の累積した員数である。
- 26 筆者は1920年の朝鮮日報・東亜日報の創刊から記事を追っているが、1922年には「三母子が投身」という行為自体は既に存在している。ただ、それらが頻出しておらず、「一時自殺」や「同時溺死」など、表現は普通名詞化せず、適宜命名されていた。行為レベルでもこの期の形態には一つの特徴があり、母子、夫婦、嫁姑といった2者間の複合自殺であり、これが

- 1950年代後半に至り、夫+妻+子といった3者関係以上の集団的な形態が発現する。これに対して1960年代前後に「一家集団自殺」という名称が付与されるが、その後集団自殺の範囲に拡張傾向が現われると、家族間のそれには1970年頃から「同伴自殺」の名辞が一般化していく。これも従来「情死」を宛てていた夫婦以外の男女間などへの拡張がはじまり、逆に「集団自殺」は他人同士や多人数だった場合に使用が限定される傾向がある（これに関する詳論は未発表で、[岩本2005]を参照）。
- 27 平準化に関しては、[岩本 2015] および [ムニョス 2013]を参照。
- 28 2003年7月に起きた「借金のため／会社員が老母・息子を殺害…妻まで殺そうとしたが捕まる」という記事（東亜日報、日付は略）で、34歳が69歳の実母と息子3歳を殺害した事件で、管見では尊属まで被害の及んだ記事の初出である（ただし、事象として存在したとしても、記事化されなかった可能性が高く、また諍いなどで尊属殺害後、婦女子に累が及ぶ例も、「一家集団自殺」以降、なきにしもあらずであるが、記事では尊属殺人に重点が置かれ、見えてこない）。
- 29 それ以降は2009年、異姓不祀や戸主制度を大胆に改訂した家族法の改正で、この父権構造も瓦解する。男系のみ限定されていた祭祀継承を娘にも認めた大変革で、儒教的な原理や理念はほぼ崩れ去ったといえ、2015年最高裁判決で選択的な夫婦別姓さえも否決された日本よりも、現実社会の変化に対応して、家族制度も遙かに先進的に変動しつつある。ただ、筆者はまだその状況を本格的に研究していないので、ここでは概略にとどめる。
- 30 OECD, *Society at a Glance: Asia/Pacific* 2014年版には、中国が含まれていないため、2011年版を用いる。
- 31 日本でも以前は、例えば親を老人ホームに入居させることを、家族の扶養義務を怠っているような後ろめたさを感じる意識が存在した。そのあたりの事情に関しては[大岡 2004, 岩本 2005]を参照のこと。しかし、現在の日本では後述する韓国のように、それを「親不孝」と看做す「社会的風土」を想定することは困難だろう。
- 32 介護という言葉は、中国や韓国では使われない用語であるので、説明しておく。『広辞苑』でみると、1983年の第3版までではなく、1991年刊行の第4版から掲載された現代的な新語である。「介助」と「看護」という言葉を合わせた介護用品メーカーによる造語とする説もあるが、熟語としては1892年の「陸軍軍人傷痍疾病恩給等差例」が初出だとされる。その後、恩給法や救護法に関する規則にも使用されたが、身体障害の程度に応じた公的給付の対象者の範囲を規定する用法で用いられた。今日的な意味で使用されるのは、1963年の「老人福祉法」からであり、さら

- に1987年の「社会福祉士及び介護福祉士法」や2000年施行の「介護保険法」によって、現在に至っている。介護福祉士のほか、介護支援専門員（ケアマネジャー）・訪問介護員（ホームヘルパー）・外出介護員（ガイドヘルパー）など、その業務に多様化に伴い、身体的な行動援助の「介助」よりも、広い範囲を示せる用語として使用が拡大してきている [津田 2005, 中島 2001]。
- 33 この「介護者数（介護をしている15歳以上人口）」とは、[総務省統計局 2013: 70]によるが、後述するNHKスペシャルの冒頭で引かれる数値である。うち5割が60歳以上で、また過去5年間の介護離職者は48万7千人、うち女性が約8割を占める。なお、2016年4月末現在、要介護認定者は621万5千人である [厚生労働省 2016HP]。
- 34 2013年7月から配信が月10件近くに急に上昇するが、何かしらの事件を契機にするといった事実は確定できない。検索精度が上がったのかもしれないが、一方、2006年の増加には、2月の京都市の桂川で発生し世間的注目を集めた事件が、報道増加の弾みとなった。当時86歳の認知症の母を絞殺し、承諾殺人罪に問われた54歳長男は、母親介護のために会社を辞めて収入が途絶えた。デイケアなどの介護費や約3万円のアパート家賃を払えず、生活保護を相談したが、役所に断られた。最後の日、車椅子の母を京都市内に見物させた後、「もう生きられへん、ここで終わりや」と言う長男に「あかんか。一緒やで」と答える母親。検察側も犯行直前の2人のやり取りを紹介して被告の心情に寄り添った検察側の姿勢もあり、「地裁も泣いた」事件として大きく報道された。同年7月、京都地裁は懲役2年6月、執行猶予3年（求刑・懲役3年）を言い渡すとともに、裁判官は「裁かれているのは日本の介護制度や行政だ」と付言した。この事件を扱ったメディアは[山藤 2007]など多数ある。長男は法廷で「母の分まで生きたい」と、再起を誓い、材木会社で働いていたが、8年後、孤独を抱え、琵琶湖で入水自殺していたことが判明し、2016年再びメディアで話題となった。
- 35 『私は家族を殺した：介護殺人当事者たちの告白』NHKスペシャル2016年7月3日、なお、この特集の取材背景や番組の意図、放映した50分に収録できなかった別なケース（3例）やアンケート結果等は、NHK介護殺人調査としてNHKホームページ (<http://www.nhk.or.jp/d-navi/link/kaigosatsujin/>) 2017年2月16日アクセス)に掲載されている。
- 36 このケースはNHKスペシャルの番組宣伝的なNEWSとして、7月1日放送のNEWSセブンと同日のNEWSウオッチ9で紹介された事例で、「詳細な調査の新たな発見として…半数以上介護に始めて3年以内に」という点を、いずれも一番に強調していた。

- 37 なお、親子心中に関してのデータであるが、単独加害者の事例を「実母単独」と「実父単独」を比較検討すると、形態別の割合をみると、前者が「母子心中」が9割以上を占めているに対し、実父の方は「父子心中」は約5割で「父母子心中」が4割を占めるとする[長尾・川崎 2013]。これは前述の韓国でも、その傾向が強かったことは、[岩本 2006]で指摘した。
- 38 全134件中、殺人+自殺型(の介護心中)は64件、加害者被害者とも死亡したのは24件に過ぎない。また山中によれば、ジャーナリズムが「介護殺人」という言葉を用いるのは、1985年10月の『朝日ジャーナル』紙面が初出だという[山中 2004: 36]。
- 39 もちろんNHKスペシャルで、深められた新たな知見もある。3年以内にもものほかに、NHKニュースのナレーションで「詳細に分析すると、新たな実態が見えてきた」と強調したのは、75%がデイホームに通うなど介護サービスを受けていた事実などである。ただ、それらは先行研究に類似の分析もあり、大概是[加藤 2005]が論じており、必ずしも新知見とはいえない。614人を対象になされた介護経験者アンケート(対象者388人)から、介護している相手を「手をかけたい」「一緒に死にたい」と思ったことがあるかと問い、それに対し、「ある」「ときどきある」が24%だったことや、家族が何人いても他の家族は忙しいことがわかっているからと、何も言えずに、介護者は一人で孤独に苛まれることを明らかにする。依頼ができずに、自分だけが取り残されているという孤立感を深めたという点などは、より問題の掘り下げが欲しかった。
- 40 [厚生労働省 2015、2016]によれば、高齢者の死亡事件は2013年度には21件、14年には25件発生しているが、内訳は「養護者による被養護者の殺人」が12件(12人、以下、件数と人数は一致するので、人数は省略する)・12件、「養護者の介護等放棄(ネグレクト)による致死」が6件・7件、「養護者の虐待(ネグレクトを除く)による致死」が2件・2件、「心中」が1件・3件、「その他」が0件・1件となっており、「心中」も挙げられているはものの、その数値があまりに少ない。
- 41 『平成19年の犯罪』からは「子育ての悩み」も項目に付加された。これに連動し、警察の自殺統計にも同年からこの二つの項目が加わった。ただし、2007年から数値を載せる『平成19年中における自殺の概要資料』には、「平成19年に自殺統計原票を改正し、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上することとしたため」、総和が一致せず、煩雑にもなることから、表4には数値を並べなかった。公表される分類はそれまでは「家庭問題」といった大括りであったが、分類が詳細になる一方、この年から遺書ありと遺書なしの数値が不明となる。前年2006年を例に示すと、
- 遺書ありが10,466人、遺書なしが21,689人で、遺書を残す者は約33%にすぎない。また2015年の介護・看病疲れの自殺は、警察庁『平成26年中における自殺の概況』付録1によれば、男136人、女110人であり、男性割合の高い介護殺人/心中に比べて、女性の自殺が多い点が注意される(参照したのはいずれも警察庁HPで、閲覧可能)。
- 42 同検証の結果は、疑義のある不詳死事例の剖検実施率は74.3～83%あるものの、司法-医療-行政とで情報共有のない状況を浮き彫りにもした。
- 43 2006年に発覚した瞬間湯沸かし器による一酸化炭素中毒事故や翌年に発生したいわゆる時津風部屋事件を一つの契機として、死因究明に対する国民の関心が高まり、2012年に制定の「死因究明等の推進に関する法律」(平成24年法律第33号)を受け、2014年に「死因究明等推進計画」が閣議決定された。
- 44 この図をみてもわかるように、親族関係数は平成16(2004)年をピークに減少し、親族以外の面識ある者の数が低下したために、殺人の親族率を上昇させている。
- 45 最も典型的な発言は、2009年民主党鳩山内閣当時の亀井静香金融相の発言で、「改革と称する極端な市場原理、市場主義が始まって以来、家族の崩壊、家族間の殺し合いが増えてきた。そういう風潮をつくったという意味で、(経団連に)責任がある」と発言し、その持論を撤回しなかった[朝日新聞 2009]。
- 46 [警察庁 2016]によれば、殺人の認知件数は、2015年933件で、2014年1054件、2013年938件、2012年1032件、また2011年1052件となっている。2011年は前出の[法務総合研究所 2013]と1件ずれている。
- 47 [加藤 2005: 53]によれば、加害者が息子の場合、カットとなった弾みに暴力をふるう傷害致死が多いという。
- 48 [川崎・松本 2013]には、資料として「2000年代に新聞報道された「親子心中」事例の一覧」が掲載され、395件の事例が列挙されるが、実父・実母が離婚調停や親権・別居をめぐる争い、子を連れにした事例はわずか5例である。物語化する語型の有無のせいか未だ判別できないものの、2010年代以降、目立ってきたと認識している。
- 49 あるいはアレックスandro・ボルテリが出来事を音韻論の例で説明するが、「一つの組み合わせ(言語)で音になるものは、別の組み合わせでは単なる騒音にしかならないかも知れない。出来事もまた、意味のパターンにうまくはまることで、その出来事だと認識される」[ボルテリ 2016: 120]とする。
- 50 現在の日本では、離婚後の子の扱いが未だルール化されておらず、「親子断絶防止法」が検討されるほど混乱を極めている。調停離婚の場合、約9割は母親側に親権が付与されるが、単独親権で、別居した親の定期的面会が保証されておらず、6割の片親に面会交

- 流が途絶するという。「片親疎外」と呼ばれるが、「監督の継続性」の名の下に弁護士も「子どもの連れ去り」を推奨したり、「親権欲しさの虚偽DV」が横行するなど。異常事態が生じている。韓国の方は逸早く親族法を改正し、「子の福祉や利益」を優先し、協議離婚に家庭法院が介入するほか、養育費履行管理院が設置されるなど、現状に合わせて法制改革も進行するが、日本は司法も保守的である。
- 51 ただし、単純な介護疲れでないということを「念頭においた上で」という但書きが付されている〔根本 2007：41〕。
- 52 最近年の鬱病の世界的大流行は、1980年刊行の米精神医学会診断マニュアルDSM-Ⅲによって概念が大幅に拡大したことに起因するが〔北中 2014：2〕、鬱病への還元主義は、当該者の実存的葛藤を病理へと矮小化するものでもある〔北中 2014：55〕。
- 53 そのような中で、宮元預羽による一連の行動分析的な研究は〔宮元・三橋・永嶋 2013、宮本 2014〕、先行条件⇒行動⇒結果に加え、E確立操作（状況事象）とH歴史も組み合わせ、その連関を析出する。筆者が主張する日常学としての民俗学は、この状況事象と歴史の中の要因連鎖の機序を、よりマクロに捉えようとするものである。
- 54 鬱は症状であり、鬱病という病名でもある複雑な病いであるが、原因には外因性、内因性、心因性に分類されたが、最近では「大うつ病」に一括される〔北中 2014：2〕。
- 55 集合論を用いた地域構造図を展開した千葉徳爾は、最も単純な例で示すと、〔千葉 1976：127〕の図「主婦権の構造」が、職能と権能との関係から、生産と戸主との関係における位相構造として要素連鎖と機序を捉えている。
- 56 2002年の福島県のデータでも、60歳以上の高齢自殺者のほとんどが家族と同居し、一人暮らしの自殺は全体の5%以下だったとする〔福島県精神保健福祉センター 2010〕、また〔毎日新聞 2010〕は「家族と同居の高齢者自殺」〔迷惑をかけたくない〕で、高齢者は家族と同居している、日中一人のケースが多く、特に農村部はバス路線の縮小で公共の足が確保しにくく、通院の交通費が高む上、外出しても気分転換しにくい諸要因を列挙する。現在の日本ではこのように加齢とともに自己役割の喪失感を味わった高齢者が、自らを家族の厄介者として負い目を感じさせる「気分」が漂い、自己否定にまで意識を向かわせ、大きな精神的負担としてのしかかる。たぶん長幼の
- 序を重んじてきた韓国やそして中国では、今のところ、このような機序や雰囲気は異なっているものと推測する。
- 57 2005年には無期懲役を宣告された介護殺人であるが（韓国では「看病殺人」と表現）、現在では懲役5年～7年で、執行猶予付きが多くなっているように思われるものの、しかし、2015年6月、70代の認知症の妻殺害に対する控訴審でも、一審の「急激な高齢化で、家庭内の認知症問題が大きくなっている状況で、類似の犯罪の再発を防止する側面からも厳重に責任を問わざるを得ない」を支持し、執行猶予なしの判決を下している〔Nocutnews 2015〕。なお、懲役が日本に比べて長いのは、尊属殺人罪で加重されているためである。また韓国警察庁の犯罪データベースSCASを活用し、2006年から7年3ヵ月分のデータを解析した、ジョンソングック・イジェランほか「韓国尊属殺害と子息殺害の分析」によれば、尊属殺人は年50～60件、子息殺人は30～39件発生し、前者の加害者は87.1%が男性で、また年齢では50歳代8.28%、60歳以上が2.07%で、老老殺人に相当すると思われるものは約1割に上っている。後者の子息殺人は46%が犯行後自殺をしている〔정・이외 2014〕。この研究は一般殺人とは異なる家族内殺人の特殊性を析出するが、残念ながら、夫婦殺人・夫婦心中が視野に含まれていない。
- 58 [ボイド 2014] の原題は、*It's complicated -- the social lives of networked teens* (Yale University Press, 2014) で、それは機械が複雑なこと、理解するのに難しい、の二通りの意味を掛けている。166人のティーンやその親からのインタビューから、例えばネットと若者の関係に関するネガティブな都市伝説を、次々と否定していく。若者がネットで友人とつながるのは、大人がストリートやモールの規制でティーンを排除したからだとし、SNSサイトへ社交の場を移したに過ぎないことなどを明らかにする。
- 59 アブルゴットはテレビの国民統合的な機能を、まずは重視する〔Abu-Lughod 2006〕。オリンピックにせよ、領土問題にせよ、ナショナルアイデンティティの構築・強化にテレビ映像の威力はネット右翼の比ではない。ただし多チャンネル化が進み、ネット検索との距離が縮まった中韓と、地上デジタルのキー局が今以て優先されている日本のメディア環境とでは、大きく状況を異にしており、ニュースの総覧性の議論もひとまず日本に限定しておこう。



## 参考文献

## 日本語

- 朝日新聞 2009 「強気の亀井発言波紋／家族間殺人の風潮『企業責任』」『朝日新聞』2009年10月7日付
- 朝日新聞 2016a 「しつけ置き去り刑事責任問わず 大和君『一人で行った』」『朝日新聞』2016年6月6日付
- 朝日新聞 2016b 「虐待としつけ、境目は？ママたち、日常を振り返る」『朝日新聞』2016年6月15日付
- アパデュライ、アルジュン 2004 『さまよえる近代：グローバル化の文化研究』（門田健一訳）、平凡社
- 阿部千春 2010 「母による親子他殺の動機とその背景要因に関する研究」『民族衛生』76（3）
- 有賀喜左衛門 1969 「名子の賦役、その他」『有賀喜左衛門著作集Ⅷ』、未来社
- 飯田卓 2007 「昭和30年代の海外学術エクスペディション：『日本の人類学』の戦後とマスメディア」『国立民族学博物館研究報告』31（2）
- 飯田卓・原知章編 2005 『電子メディアを飼いならす：異文化を橋渡すフィールド研究の視座』、せりか書房
- 飯塚進 1982 「道連れ自殺、今昔」『桃山学院大学社会学論集』12（2）
- 池田直樹 2006 「高齢者虐待防止に向けた弁護士会の取り組み」高齢者虐待防止研究会編『高齢者に挑む“増補版”：発見、介入、予防の視点』、中央法規出版
- 磯村英一 1959 『心中考』、講談社
- 伊藤重人 2012 「民俗文化と文明世界」岩本通弥・菅豊・中村淳編『民俗学の可能性を拓く：『野の学問』とアカデミズム』、青弓社
- 糸林誉史 2006 「メディア人類学—マス・メディアに媒介された文化形式の民族誌」『文化女子大学紀要：人文・社会科学研究』14
- 岩本通弥 1993 「〈親子心中〉をめぐる象徴的システムの日韓比較(1)：神話的な語りとしての『自殺事件』の民俗学的分析」『国立歴史民俗博物館研究報告』54集
- 岩本通弥 2005 「フェロー研究紹介：親子心中の日韓比較に関する歴史民俗学的研究」『日韓文化交流基金NEWS』33号
- 岩本通弥 2006a 「親子心中の日韓比較に関する歴史民俗学的研究：民俗文化と近代家族の変容過程（1995年以降の動向を中心に）」『訪韓学術研究者論文集』6巻、日韓文化交流基金
- 岩本通弥 2006b 「家族といのち：家族内殺人をめぐるフォークロア」新谷尚紀・岩本通弥編『都市の暮らしの民俗学3 都市の生活リズム』、吉川弘文館
- 岩本通弥 2007a 「『スウェーデンの冥福観と老人介護』へのコメント：民俗学の立場から」『比較日本文化研究』11号
- 岩本通弥 2007b 「都市化に伴う家族の変容」沢山美果子・岩上真珠・立山徳子・赤川学・岩本通弥『「家族」はどこへいく』、青弓社
- 岩本通弥 2008a 「可視化する習俗：民力涵養運動期における『国民儀礼』の創出」『国立歴史民俗博物館研究報告』141集
- 岩本通弥 2015 「“当たり前”と“生活疑問”と“日常”」『日常と文化』1号
- 上野正彦・庄司宗介・浅川昌洋ほか 1981 「老人の自殺」『日大医学雑誌』40巻10号
- ヴォーゲル、エズラ・F 1968 『日本の新中間階級：サラリーマンとその家族』（佐々木徹郎訳）、誠信書房
- 小田晋 1973 「書評：大原健士郎著 心中考：愛と死の病理」『精神医学』15（12）
- 大岡頼光 2004 『なぜ老人を介護するのか：スウェーデンと日本の家と死生観』、勁草書房
- 梶谷真司 2001 「集合心性と異他性：民俗世界の現象学」小川侃編『雰囲気と集合心性』、京都大学学術出版会
- 梶谷真司 2002 『シュミツ現象学の根本問題：身体と感情からの思索』京都大学学術出版会
- 梶谷真司 2015 「現象学から見た異人論：雰囲気と異他性と民俗文化」山泰幸・小松和彦編『異人論とは何か』、ミネルヴァ書房
- 加藤悦子 2005 『介護殺人：司法福祉の視点から』、クレス出版
- 川崎二三彦・松本俊彦ほか 2013 『平成23年度報告書「親子心中」に関する研究(2) 現在の実情—2000年代に新聞報道された事例の分析』、子どもの虹情報研究センター
- 北中淳子 2014 『うつ医療人類学』日本評論社
- 金明中 2016 「韓国における老人長期療養保険制度の現状と今後の課題：日本へのインプリケーションは？」『ニッセイ基礎研レポート』、ニッセイ研究所
- 警察庁 2016 『平成28年版警察白書』（<https://www.npa.go.jp/hakusyo/h28/data.html> 2016年7月1日アクセス）
- 厚生労働省 2015、2016 『高齢者虐待対応調査状況調査結果概要』（平成25年度・同26年度）

- 厚生労働省・社会保障審議会児童部門・児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 2015『子ども虐待における死亡事例等の検証結果等について(11次報告)』、2015年(をはじめ、第1次～10次報告)。
- 厚生労働省HP 2016『介護保険事業状況報告：暫定(2016年4月分)』(<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/jigyom16/dl/1604a.pdf> 2016年7月10日アクセス)
- 越永重四郎・高橋重宏 1985「戦後39年間の東京都23区内における心中の実態」『厚生指針』32(15), 厚生統計協会
- 小峰茂之 1937『明治大正昭和年間に於ける親子心中の医学的考察』小峰研究所紀要5
- 子安加余子 2005「近代中国と民俗学：周作人・江紹原・顧頡剛」『福井大学教育地域科学部紀要I』56
- 近藤明 2014「『迷惑』の意味変化：松井利彦氏・横井澄枝氏の論との関係から」『金沢大学人間社会学域学校教育学類紀要』6号
- 近藤明・那叶青 2008「日本語『迷惑』と中国語『麻煩』の意味・用法の対照的考察」『金沢大学教育学部紀要(人文科学・社会科学編)』57号
- 近藤明・那叶青 2011「『迷惑』の意味変化：虎明本狂言から四迷・漱石まで」『金沢大学人間社会学域学校教育学類紀要』3号
- 櫻田勝徳 1976「『近代化』と民俗学」和歌森太郎編『日本民俗学講座5 民俗学の方法』、朝倉書店
- 産経新聞「[衝撃事件の核心]『死んじゃうよ』『ごめんね』娘は両親の服をつかみ冷たい川の深みに進んだ 利根川心中で娘が明かした悲痛な決意」『産経ニュース』2016年6月25日、同年7月1日更新(最終アクセス日2016年8月10日：<http://www.sankei.com/affairs/news/160625/afr1606250002-n1.html>)
- 自殺実態解析プロジェクトチーム編 2008『自殺実態白書2008【第二版】』、NPO法人自殺対策支援センターライフリンク
- 清水昭美 1973「(老病心中)の発生要件：ある囑託殺人事例を中心として」『大阪大学医療技術短期大学部研究紀要自然科学・医療科学篇』3輯
- シルバーストン、ロジャー 2003『なぜメディア研究か：経験・テキスト・他者』(吉見俊哉ほか訳)、せりか書房
- 杉本星子編 2012「情報化時代のローカルコミュニティ：ITCを活用した地域ネットワークの構築」(国立民族学博物館調査報告106)
- 鈴置高史 2012「『老いてゆくアジア』の大泉啓一郎氏に聞く」『日経ビジネス』2012年11月29日(<http://business.nikkeibp.co.jp/article/report/20121126/240071/> 2016年7月30日アクセス)
- 捜査第一課 2016「公安委員会説明資料No.平成27年度中における死体取扱状況について」警察庁、2016年2月25日(<https://www.npsc.go.jp/report28/02-25.pdf> 2016年8月12日アクセス)
- 総務省統計局 2013『平成24年就業構造基本調査：結果の概要』(<http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2012/pdf/kgaiyou.pdf> 2016年7月30日アクセス)
- 高橋重宏 1987『母子心中の実態と家族関係の健康化：保健福祉学的アプローチによる研究』、川島書店
- 高橋祥友 2012「わが国の自殺の実相と予防のための基礎知識：精神科医の立場から」生越照幸編『自殺問題と法的支援』、日本評論社
- 武井正吾 2000「家族の介護力は元々存在しなかった」『社会学年報』29巻
- 武田京子 1994『老女はなぜ家族に殺されるのか』、ミネルヴァ書房
- 田口寿子 2007「わが国におけるMaternal Filicideの現状と防止策：96例の分析から」『精神神経学雑誌』109号
- ダヤーン、ダニエル、エリユ・カツ 1996『メディア・イベント：歴史をつくるメディア・セレモニー』(浅見克彦訳)、青弓社
- 千葉徳爾 1976「地域研究と民俗学：いわゆる『柳田民俗学』を超えるために」和歌森太郎編『日本民俗学講座5 民俗学の方法』、朝倉書店
- 千葉徳爾 1983『女房と山の神』、塀星図書
- 朝鮮日報 2014「介護疲れで韓国流アイドル一家崩壊の悲劇」日本語版2014年1月X日
- 天童睦子編 2016『育児言説の社会学：家族・ジェンダー・再生産』世界思想社
- 内閣府 2016『平成28年版高齢社会白書：全体版』([http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2016/zenbun/pdf/1s1s\\_1.pdf](http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2016/zenbun/pdf/1s1s_1.pdf) 2016年8月23日アクセス)
- 内藤理恵子 2013「サブカルチャー世代における他界観」『現代日本の葬送儀礼』、岩田書院
- 長尾真理子・川崎二三彦 2013「『親子心中』の実態について：2000年代に新聞報道された事例の分析」『子どもの虐待とネグレクト』15巻2号
- ネグリ、アントニオ、マイケル・ハート 2005『マルチチュード：〈帝国〉時代の戦争と民主主義』(上・下)(幾島幸子訳)、NHK出版
- 根本治子 2007「裁判事例にみる医療・福祉・司法の連携の必要性：介護殺人事件の事例を素材にして」『法政論叢』43巻2号
- 萩原清子 2009「あいまい概念としての『高齢者虐待』とその対応：虐待の定義と虐待の判断基準の再構築に向けて」『関東

学院大学文学部紀要』117号

- 橋元良明 2011 『メディアと日本人：変わりゆく日常』、岩波新書
- 羽根文 2006 「介護殺人・心中事件にみる家族介護の困難とジェンダー要因：介護者が夫・息子の事例から」『家族社会学研究』18巻1号、日本家族社会学会
- 羽瀧一代・内藤直樹・岩佐光広編 2012 『メディアのフィールドワーク：アフリカとケータイの未来』、北樹出版
- バンゲ,モリス 1986 『自死の日本史』(竹内信夫訳)、筑摩書房
- ひびわれたまご 2016 「しつけで山に置き去りにされた7歳の子、よく家から閉め出された現在34の私」(<http://shinoegg.hatenablog.com/entry/2016/05/30/033122> 2016年8月30日アクセス)
- 福島県精神保健福祉センター HP 2010 「うつ病と自殺について『高齢者の自殺の実態』」2013年更新、最終アクセス日2016年6月30日：<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21840a/utujisatu-2.html>
- 伏見香名子 2016 「しつけ？虐待？『小2置き去り』に英国も騒然」『日経ビジネス』2016年6月7日(2013年更新、<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21840a/utujisatu-2.html> 2016年6月30日アクセス)
- ベヒドルフ,ウーテ 2015 「ドイツ語圏における民俗学的・文化学的メディア研究の方法」及川祥平、クリスチャン・ゲーラット訳『常民文化』38号、成城大学常民文化研究会
- ボイド,ダナ 2014 『つながりっぱなしの日常を生きる：ソーシャルメディアが若者にもたらしたもの』(野中モモ訳)、草思社
- 法務総合研究所『研究部報告50無差別殺傷犯に関する研究』法務総合研究所、2013年(法務総合研究所 2013『研究部報告50無差別殺傷犯に関する研究』、法務総合研究所(<http://www.moj.go.jp/content/000112398.pdf>、2016年7月30日アクセス)
- 法橋量 2000 「フォークロアとマスメディア：ドイツのタブロイド紙を材料として」『世間話研究』10号
- ホルテッリ,アレッサンドロ 2016 『オーラルヒストリーとは何か』(朴沙羅訳)、水声社
- 毎日新聞 2010 「探検録：家族と同居の高齢者自殺/『迷惑をかけたくない』」地方版/秋田2010年10月8日付
- 溝口史剛・滝沢琢巳ほか 2016 「パイロット4地域における、2011年の小児登録検証委員会報告：検証から見えてきた本邦における小児死亡の死因究明における課題」『日本小児科学会雑誌』120(3)
- 宮元預羽 2014 「介護殺人の行動パターン把握の試みⅡ：103件の新聞記事をもとに」『大妻女子大学人間関係学部紀要』16巻
- 宮元預羽・三橋真人・永嶋真樹 2013 「介護殺人の行動パターン把握の試み：37件の判決をもとに」『大妻女子大学人間関係学部紀要』15巻
- ムニョス,フランセスク 2013 『俗都市化：ありふれた景観とグローバルな場所』(竹中克行・笹野益生訳)、昭和堂
- 村尾静二・箭内匡・久保正敏編 2014 『映像人類学：人類学の新たな実践』、せりか書房
- 森田昌宏・須賀良一・内藤明彦ほか 1986 「新潟県東頸城郡における老人自殺の実態」『社会精神医学』9巻4号
- 柳田國男 1976 「郷土科学といふこと」『青年と学問』、岩波書店
- 柳田國男 1990 「民間伝承論」『柳田國男全集』28巻、筑摩書房
- 山中美由紀 2004 「日本社会と家族介護をめぐる殺人：『死』の文化および家族観との関係性」同編『変貌するアジアの家族：比較・文化・ジェンダー』、昭和堂
- 山藤章一郎 2007 『『私の手は母を殺めるためにあったのか』と男は泣いた』、小学館
- 湯原悦子 2011 「介護殺人の現状から見出せる介護者支援の課題」『日本福祉大学社会福祉論集』125号
- 湯原悦子 2016 「介護殺人事件から見出せる介護者支援の必要性」『日本福祉大学社会福祉論集』134号
- 林憲 1982 「精神徴候の通文化比較から見た親子心中」加藤正明ほか編『講座家族精神医学』第2巻、弘文堂
- 林憲 2004 『文化精神医学からの贈り物：台湾から日本へ』、海鳴社
- レーマン,アルブレヒト 2010 「意識分析：民俗学の方法」(及川祥平訳)『日本民俗学』263号
- レーマン,アルブレヒト 近刊「気分と雰囲気：意識分析のコンテキストにおける記憶と語りに及ぼす影響」『(仮)記憶研究の最前線』、ミネルヴァ書房

## 中国語

岩本通弥 2008b 「以“民俗”为研究对象即为民俗学吗?—为什么民俗学疏离了“近代”」『文化遺産』2(宮島琴美訳)

## 韓国語

노상엽・양영화(ノサンヨブ・ヤンヨンハ) 『존속살해에 관한 연구 보고서(尊属殺害に関する研究報告書)』カトリック大学校(韓国)、2003年

Nocutnews 2005 "대소변 못가린다" 친모 살해 패륜아 항소심도 "무기징역" (アドレス・日付省略)  
Nocutnews 2015 오랜 간병 '자식 짐될까' 아내 살해한 70대... 항소심도 3년형 (アドレス・日付省略)  
정성국·이재란 외 (ジョンソングック・イジェ란ほか) 2014 「한국의 존속살해와 자식살해 분석 (韓國尊屬殺害と子息殺害の分析)」『Korean Journal Legal Medicine』 38.

## 欧文

- Abu-Lughod, Lila, 1998, "Television and the virtues of education", Nicholas S. Hopkins and Kirsten Westergaard eds., *Directions of change in rural Egypt*, American University in Cairo Press.
- Abu-Lughod, Lila, 2006, "The Object of Soap Opera: Television and the Cultural Politics of Modernity", Kelly Askew and Richard R. Wilk eds., *The Anthropology of Media*, Blackwell.
- Bausinger, Hermann, 1984, *Konzepte der Gegenwartsvolkskunde, Österreichische Zeitschrift für Volkskunde*, 87.
- Bird, S. Elizabeth and Robert W. Dardenne, 1988, "Myth, Chronicle, and Story: Exploring the Narrative Qualities of News", James M. Carey ed., *Media, Myths and Narratives, Television and the Press*, Sage.
- Bird, S. Elizabeth, 1992, *For Enquiring Minds: A Cultural Study of Supermarket Tabloids*, The University of Tennessee Press.
- Bird, S. Elizabeth, 2003, *The Audience in Everyday Life: Living in a Media World*, Routledge.
- Bird, S. Elizabeth, 2010, "The Anthropology of News and Journalism: Why Now?", S. Elizabeth Bird ed., *The anthropology of news & journalism: global perspectives*, Indiana University Press.
- Carey, James M. ed., 1988, *Media, Myths and Narratives, Television and the Press*, Sage.
- Carey, James M., 1989, *Communication As Culture: Essays on Media and Society*, Routledge.
- Coman, Mihai and Eric W. Rothenbuhler, 2005, "The Promise of Media Anthropology", Eric W. Rothenbuhler and Mihai Coman, *Media Anthropology*, Sage Publications.
- Cosslett, Rhiannon Lucy, "We need more good news stories, like Yamato Tanooka's rescue", *Friday 3 June 2016 the guardian*. (<https://www.theguardian.com/commentisfree/2016/jun/03/more-good-news-needed-yamato-tanookarescue-japan> 2016年7月31日アクセス)
- Dahlgren, Peter, 1995, *Television and the Public Sphere: Citizenship, Democracy and the Media*, Sage.
- Dégh, Linda, 1994, *American Folklore and the Mass Media*, Indiana Univ Press.
- Ginsburg, Faye, Lila Abu-Lughod and Brian Larkin, 2002, "Introduction", Faye Ginsburg, Lila Abu-Lughod and Brian Larkin eds., *Media World: Anthropology on New Terrain*, Berkeley: University of California Press.
- Kelly, Michaela, 2016, *Contemporary Motherhood in Northern Japan: An Ethnography Applying Socio Capitals and Network*. (東京大学総合文化研究科超域文化科学専攻・文化人類学コース博士論文)
- Lehmann, Albrecht, 2007, *Reden über Erfahrung: Kulturwissenschaftliche Bewusstseinsanalyse des Erzählens*, Reimer.
- Löfgren, Orvar, 2008, "When is small beautiful? The Transformations of Swedish Ethnology", Máiréad Nic Craith, Ullrich Kockel and Reinhard Johler eds., *Everyday Culture in Europe: Approaches and Methodologies*, Routledge.
- Noyes, Dorothy, 2008, "Humble Theory", *Journal of Folklore Research*, 45(1).
- OECD, *Society at a Glance: Asia/Pacific 2011*, (<https://www.oecd.org/els/soc/49263450.pdf>. 2016年7月1日アクセス)
- Renteln, Alison Dundes, 2012, "Folklore: Legal and Constitutional Power", Regina F. Bendix and Galit Hasan-Rokem ed., *A Companion to Folklore*, Blackwell.
- Rothenbuhler, Eric W., 1998, *Ritual communication: from everyday conversation to mediated ceremony*, Sage.
- Rothenbuhler, Eric W. and Mihai Coman, 2005, *Media Anthropology*, Sage Publications.
- Silverstone, Roger, 1994, *Television and everyday life*, Routledge.

\* 付記: 本稿は北京大学における中国人聴衆に向けて、日韓の親子心中の基本事項を紹介説明する必要があったことから、日本語で発表した拙稿のいくつかと表現が重複する箇所が多いことを断っておく。